

核武装と非核の選択

——拡大抑止が与える影響を中心に——

塚本 勝也

工藤 仁子

須江 秀司

<要 旨>

他国の核兵器の脅威に対抗するには自国が核武装することが最も単純な解決策であることは明らかである。しかし、全ての国家・地域が必ずしも同じ行動をとるわけではなく、あえて非核の選択をするケースも存在する。これは「核拡散のパズル」と呼ばれる状況であり、このパズルを解明するために多くの国家・地域を対象とした事例研究が不可欠となっている。

本稿は同盟国が提供する拡大抑止が国家・地域による独自核の追求の判断に与える影響に着目した。まず、米国による拡大抑止の文脈において、それに依存しながら独自の核武装を選択したイギリス、核保有を目指しながら拡大抑止への依存に回帰したスウェーデンと台湾の事例を考察した。次に、ロシアが提供する拡大抑止の観点から独立国家共同体（CIS）に着目し、それらの諸国がロシアによる拡大抑止に依存する現状について論じている。そして、本稿の成果を踏まえ、「核拡散のパズル」を解明するにはさらなる本格的な事例研究が必要であることを指摘している。

はじめに

核兵器の脅威への対処は、国家にとって最も深刻かつ重要な安全保障問題の1つである。1945年8月に広島と長崎に対して原子爆弾が使用されると、その翌年の1月にイギリスの参謀総長が指摘したように、「原子爆弾に対する最良の防御策は、潜在的な敵国に対する報復手段を保有すること」と考えられ、大国は核兵器開発を積極的に推進した⁽¹⁾。その結果、ソ連が1949年に原子爆弾の開発に成功し、その後はイギリス、フランス、そして中国が相

⁽¹⁾ Humphrey Wynn, *RAF Nuclear Deterrent Forces* (London: Stationary Office, 1994), p. 13.

次いで核兵器を保有するに至った。他国の核兵器に対抗するためには自国も核兵器を保有するというのは最も単純な解決策であり、そのため核保有国は急速に増加すると考えられた。例えば、米国のジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) 大統領は、1960 年代の終わりまでに核保有国は 15~20 カ国になるという悲観的な見解を示していた。

しかし、その後、核保有国はケネディが予測したほど増加しなかった。2008 年の時点で核保有国とされる国家は 8 カ国であり、核兵器保有後にそれを放棄した南アフリカと 2006 年 10 月に核実験の実施を発表した北朝鮮を加えても 10 カ国に過ぎない⁽²⁾。このように、冷戦期を通して核兵器を保有する国家が予想を下回った原因としては様々な要因が考えられるが、多くの国家が東西冷戦の枠組みに組み入れられ、米ソ両国が提供する拡大抑止—いわゆる「核の傘」—が存在していたこともその要因の 1 つであろう。

しかし、これだけでは東西冷戦の枠組みが崩壊した後も、大多数の国家が核兵器を保有しないままでの状況を説明できない。一方、他国の核兵器や軍事的脅威に直面した場合に、自国による核兵器の保有や核保有国と同盟する決断を下す国家もあれば、そうした手段をとらない国家も存在する。日本についても、冷戦期から核武装する可能性を指摘する声も少なくなかったが、現在に至るまで核武装の選択を放棄している。これは、全ての国家が核兵器による脅威に対して一様な対応をしたわけではないことを示唆している。つまり、こうした政策の相違をもたらす要因を検討することは、ある国家が核兵器の脅威に直面した場合、いかなる条件において独自の核武装を目指すのか、それともそれに代わるものを目指すのかを分析する上で有益である。しかし、こうした研究は、個別の国家の事例研究も含め、日本においては少ないのが現状である。

このような状況を踏まえ、本稿は置かれた戦略環境の異なる 4 つの国家 (地域) の事例を取り上げ、核兵器の脅威に対する対応の相違をもたらした背景について明らかにすることを目指している。本稿ではまず、米国の緊密な同盟国で信頼性の高い拡大抑止が提供されることが期待されたにもかかわらず、独自の核兵器保有を決断したイギリスに着目し、その選択の背景を分析する。次に、自らの安全保障を向上させることを目的に独自の核保有を目指したが、それを断念した事例としてスウェーデンと台湾を取り上げ、それぞれの核開発の動機を考察し、最終的に非核の選択を行った要因について論じる。最後に、かつてソ連を構成していた CIS 諸国が、現在の安全保障下においてどのように核の脅威に対処しているかについて分析し、多くの国家がロシアの「核の傘」に依存しつつある状況について考察する。

⁽²⁾ 核不拡散条約 (NPT) に規定されている米国、ロシア、イギリス、フランス、中国の核保有国に加え、イスラエル、パキスタン、インドの 8 カ国の核保有が確実視されている。

1 イギリスの核抑止戦略

イギリスは米国の同盟国であり、核抑止については冷戦の初期から米国による拡大抑止に依存してきた。その一方で独自の核戦力を早くから保有しており、現在においても核保有国であることに変化はない。第二次世界大戦以来、イギリスは米国の最も親密な同盟国であり、米国の提供する拡大抑止に依存できる状況であったにもかかわらず、イギリスは独自の核保有を選択したのであり、その要因は必ずしも単純ではない。本節ではまず、イギリスが独自の核戦力を保有する過程について概観する。次に、東西対立が高まるにつれて、イギリスが米国の拡大抑止に再び依存するようになった状況について考察する。最後に、冷戦後と2001年9.11テロ事件以降のイギリスの核戦略について分析し、新たな安全保障環境下においてイギリスがいかにして核抑止力を維持しようとしているのかについて論じる。

(1) 冷戦期のイギリスの核戦略

イギリスは第二次世界大戦で米国の同盟国となり、ウィンストン・チャーチル (Winston Churchill) 首相はフランクリン・ルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領に対して原子爆弾の開発を促し、マンハッタン計画にも積極的に協力するなど、緊密な協力関係を築いていた。そのため、第二次世界戦後にソ連が西欧諸国に対して敵対的になったとしても、イギリスは米国の核兵器による抑止に依存できると考えていた。しかし、こうした協力関係の存在にもかかわらず、米国は戦後まもなく原子爆弾に関する技術の独占を目指すようになり、イギリスの核保有について否定的な姿勢を見せるようになった。その結果、1946年の原子力エネルギー法によって英米間の原子力技術の共有が謳われていたにもかかわらず、イギリスへの技術供与にも消極的であった。こうして米国から核兵器面での協力が得られなくなったことが、イギリス独自の核開発を促す契機となった⁽³⁾。

また、第二次世界大戦後にイギリスが抱えていた安全保障上のジレンマも独自の核武装を後押しした。イギリスは戦争によって経済的に疲弊し、余剰の通常兵器を早急に削減する必要があった。しかし、イギリスは依然として世界中に植民地を有しており、その安全も確保しなければならなかった。限定的な軍事力で広大な領土を防衛するというジレンマを解決する手段として注目されたのが核兵器であった。核兵器は通常兵器を費用対効果で上回るため、通常兵器を削減しても安全保障は十分に確保できると考えられたのである。また、第二次世界大戦によって、世界の指導的国家としての地位を失ったため、戦後にお

⁽³⁾ Wynn, *RAF Nuclear Deterrent Forces*, p. 15.

ける政治的影響力を回復する手段としても核兵器の保有を目指した。

さらに、イギリスの核保有を促した最も大きな要因として考えられるのが、ソ連の脅威の存在である。第二次世界大戦が終結し、ソ連と西側諸国の対立が鮮明になるにつれて、ヨーロッパではソ連の軍事的脅威が強く認識されるようになった。特にソ連は通常戦力において西側諸国を圧倒していたため、イギリスはソ連が将来的に核兵器を保有した場合の政治的なカードとして、自国による核保有を欲していた⁽⁴⁾。イギリスはソ連の脅威に直接接していなかったが、地理的に隔絶していた訳ではなかった。そのため、イギリスはソ連の核兵器に対する防衛と抑止の双方が必要と認識し、米国の拡大抑止の存在にもかかわらず、独自の核兵器開発を推進したのである。

1952 年、イギリスは核実験に成功し、核保有国となった。冷戦初期においてイギリスは核兵器を保有しているという事実によってソ連を抑止できるという、いわゆる「実存的抑止 (existential deterrence)」に依存しており、当初は爆撃機に搭載する自由落下の核兵器のみを保有していた。しかし、1950 年代後半にソ連が水爆の保有が確実視されると、イギリスの核戦力でソ連を抑止することは困難とみなされるようになった。そのため、1953 年から 1954 年にかけて、イギリスは水爆と中距離弾道ミサイルの開発を行った。

しかし、1960 年代に入るとソ連の通常戦力が急速に増強され、西側諸国との戦力差が明確になった。そのため、西欧諸国はソ連による侵略を防ぐ上で米国の保有する核兵器による拡大抑止にいっそう依存するようになった。しかし、拡大抑止は信頼性、指揮統制、意志決定の面で、自国に対する侵略への抑止である「中心的抑止 (central deterrence)」より解決の困難な問題を含んでおり、米国の拡大抑止をいかに担保するかが議論の焦点となった。こうした議論では、核兵器の使用に関する米国の意志決定への関与や、ヨーロッパに配備される米国の核兵器の種類や役割、そしてイギリスやフランスの核戦力の役割などが含まれることになった⁽⁵⁾。

この結果、イギリスは米国との核共有 (nuclear sharing) を進めることで、NATO の下において核抑止力を強化してきた。具体的には、1960 年代から 1990 年代中盤まで、イギリスが保有する核弾頭は、250～350 発であったが、1960 年代から 1970 年代にかけては 300～400 発、1980 年代には 200～300 発の弾頭を米国から提供されていた。また、イギリスは米国の弾頭と運搬手段を借り受け、ランス・ミサイルと 155 ミリ榴弾砲からなる核戦力をドイツに配備していた。また、イギリス空軍は、長距離の飛行が可能なニムロッド爆撃機

⁽⁴⁾ Joseph Cirincione, Jon B. Wolfsthal, and Miriam Rajkumar, *Deadly Arsenal: Nuclear, Biological And Chemical Threats*, 2nd revised and expanded ed. (Washington, DC: Carnegie Endowment for International Peace, 2005), p. 198.

⁽⁵⁾ David S. Yost, *NATO Transformed: The Alliance's New Roles in International Security* (Washington, DC: United Institute for Peace Press, 1998), p. 33.

を保有しており、米国の保有する核爆雷も利用することが可能であった⁶⁾。

しかし、イギリスの核戦力が米国の核戦争計画に統合されるに従って、イギリスは逆に自らの判断で使用可能な核戦力の保有を目指すようになった。この背景として、ジョン・シンプソン (John Simpson) は次の3つの要因を指摘している。第1に、米国がヨーロッパ以外の地域の核兵器のターゲットイングについての議論する用意がなかったこと、第2に、米国がイギリスに配備していた核兵器の使用に関する意思決定に参画しようとしたこと、第3に、ソ連に対する独立した核抑止力を保有することで、ソ連のイギリスに対する攻撃の抑止を強化しようとしたこと、である⁷⁾。特に第2の点は、1980年代にイギリスの公式の核ドクトリンとして認められたものであり、イギリスから核兵器が発射された場合、ソ連にとっては米国のもものと区別がつかないため、ソ連は米国に対して報復することが予想され、結果として抑止が強化されるという論理に基づいている。シンプソンは、これを「触媒的抑止 (catalytic deterrence)」とし、イギリスが独自にソ連に対して核攻撃可能なオプションを確保することで、米国の核報復を確実にし、その拡大抑止力を強化すると考えていたのである。

以上のように、冷戦期においてイギリスにとっての主要な脅威はソ連を始めとするワルシャワ条約機構の軍事力であり、それからいかにイギリスと西欧諸国を防衛するかということが中心的な課題であった。その防衛のために、イギリスは米国の拡大抑止に依存しながら、それを強化する方策として独自の核戦力の価値を見出し、冷戦期を通してその戦力を強化してきたのである。その間、イギリスは自国の核戦力がソ連を抑止する上で不十分であり、米国の核戦力と統合されることによって自国の安全保障が高まるという判断を下した時期もあった。しかし、自国がコントロールする核兵器を保有することが、米国の核戦力とのリンクを強化し、結果として自国の核抑止力を高めるという政策に転換し、冷戦終結までその見解に基本的な変化はなかったのである。

(2) 冷戦後のイギリスの核戦略

冷戦期の主要な脅威であったソ連が崩壊し、冷戦が終結すると、イギリスの核戦略が前提としていた状況は大きく変化した。そのため、ヨーロッパに配備されていた米国の核兵器についても、拡大抑止を維持するための最低限の戦力を除けば必要ではなくなり、イギリスの核戦力についても大幅な削減が検討された。また、1992年には、これまでヨーロッ

⁶⁾ Cirincione, Wolfsthal, and Rajkumar, *Deadly Arsenal*, p. 199.

⁷⁾ John Simpson, "France, the United Kingdom and Deterrence in the 21st Century," in Ian R. Kenyon and John Simpson, eds., *Deterrence and the New Global Security Environment* (Abingdon and New York: Routledge, 2006), p. 129.

パでは独自の核政策を展開していたフランスと、将来の核戦力の役割についての対話を開始し、1995 年にはこの枠組みが常設化された。この結果、相互の核戦略や核戦力の間に共通点が多いことや共通の利益の存在が確認され、核戦力をめぐる両国の関係は緊密化した⁽⁸⁾。

冷戦後のイギリスの核戦力は、潜水艦発射弾道ミサイルを唯一のプラットフォームとする、比較的小規模なものであった。しかし、冷戦後の戦略環境の変化により、核兵器への依存をさらに低下させることが目指されるようになった。これに対して、1997 年から 1998 年に行われた「戦略的防衛見直し (Strategic Defence Review)」では、イギリスが核兵器の廃絶に向けた努力を続けることが必要であると認める一方、大量の核兵器の存在と拡散の危険が依然として残っているため、最小限の抑止力はイギリスの安全保障にとって必要な要素であると指摘している。また、冷戦終結後も脅威は残存しているとの情勢認識が示されており、核兵器には、大規模な軍事的脅威の再現への備え、核恫喝の防止、欧州における平和と安定の維持の 3 つの役割があるとみなしている⁽⁹⁾。さらに、「戦略的防衛見直し」では、抑止に必要な戦力は他国の核戦力によって決定されるわけではなく、自国の死活的利益に対する脅威を抑止するのに必要最低限のレベルによって決定されるとしている⁽¹⁰⁾。この見直しの結果、イギリスの核弾頭は 300 発から 200 発に削減された。

2000 年 5 月には、相互の都市を核攻撃目標としないことでロシアと合意し、同年の核不拡散条約の再検討会議において合意声明を発表した。この合意の結果、冷戦後のイギリスは、特定の国家を念頭に置いた核兵器・核抑止ドクトリンを有さない国家となった。イギリスの核戦力は、将来の不確定要素に対する「保険」のような意味を持つようになり、イギリスに対する直接的な侵攻や軍事的敗北を回避するための究極的な抑止力として考えられるようになったのである⁽¹¹⁾。

(3) 9.11 事件後のイギリスの核戦略

イギリスは現在、4 隻の原子力潜水艦からなる核戦力を維持している。これらの原子力潜水艦は、58 基のトライデント・ミサイルによって最大 200 発の弾頭を運搬可能である。しかし、4 隻の原子力潜水艦は 1990 年代後半から就役しており、搭載する原子炉の 25 年の運用寿命が近付いている。イギリスが現行の原子力潜水艦から構成される核戦力を 2020

⁽⁸⁾ Ibid., p. 130.

⁽⁹⁾ 小川伸一・菊地茂雄・高橋杉雄「冷戦後の核兵器国の核戦略」『防衛研究所紀要』第 3 巻第 1 号 (2000 年 8 月)、36 頁。

⁽¹⁰⁾ UK Secretary of State for Defence, *Strategic Defence Review* (July 1998), paras. 60-61, <http://www.premier-ministre.gouv.fr/IMG/pdf/sdr1998_complete.pdf>, accessed on November 13, 2007.

⁽¹¹⁾ Simpson, "France, the United Kingdom and Deterrence in the 21st Century," p. 130.

年以降も維持するためには、現時点で何らかの措置をとる必要があり、核戦力の放棄を含めた、核戦力の在り方についての検討がイギリス政府内で過去数年間にわたって続けられている。

それではイギリスの核戦力の抑止する対象とは何なのであろうか。ジェレミー・ストックカー (Jeremy Stocker) は、次の4つの抑止対象を指摘している⁽¹²⁾。まず、他国による核兵器の使用を抑止することである。核兵器が使用されれば甚大な被害が出ることは確実なため、これを防ぐことは最も重要な目的となろう。また、核兵器を持たなければ、他国の核兵器による威嚇に対抗できないため、これを防ぐことも目的として考えられる。

第2の抑止対象としては、国家による核兵器以外の大量破壊兵器が挙げられる。イギリスは化学兵器や生物兵器など、核兵器以外の大量破壊兵器の生産・保有を放棄しているため、これらの兵器による攻撃があった場合、核兵器もしくは通常兵器による報復しか手段を持たないことになる。しかし、化学兵器や生物兵器による攻撃を受けた場合に核兵器で報復することは、軍事力の行使における比例の原則に反していると考えられており、このケースの核兵器の使用については慎重な意見もある。そのため、イギリス政府は核兵器以外の大量破壊兵器がイギリスに対して使用された場合に、確実に核兵器による報復を行うかどうかは明確にしていない。

第3に、テロ組織による大量破壊兵器の使用を抑止することである。テロリズムの脅威が顕在化するにつれて、テロ組織が大量破壊兵器を用いた攻撃を行うことが懸念されている。しかし、テロ組織は領土を持たず、また大量破壊兵器による攻撃を行った場合でも首謀者が明確でない場合が多いため、核抑止が効かないと考えられてきた。しかし、テロ組織は特定の国家の支援を受けている場合も少なくなく、その場合はその支援している国家に対して核報復することを明確にすることで、テロリズムにも核抑止が一定程度機能すると予想される。

最後に、国家間の全面戦争を抑止することである。これは、冷戦期からの NATO の核抑止戦略の中心的な目標であり、現在でも変化はない。しかし、現在の安全保障環境下では、近い将来に欧州で全面戦争が生起するとは考えにくく、こうした目的の重要性は低下している。しかし、ケネス・ウォルツ (Kenneth N. Waltz) などのネオ・リアリストが指摘するように、核兵器を保有することによって国家の行動は慎重になると考えられており、核抑止によって全面戦争の可能性を低減させることが期待されている⁽¹³⁾。

2006年に発表された白書である、「イギリスの核抑止力の将来」(*The Future of the United*

⁽¹²⁾ Jeremy Stocker, "The United Kingdom and Nuclear Deterrence," *Adelphi Paper*, No. 386, 2007, p. 45.

⁽¹³⁾ この点については、Kenneth N. Waltz, "Nuclear Myths and Political Realities," *American Political Science Review*, Vol. 84, No. 3 (September 1990)などを参照。

Kingdom's Nuclear Deterrent) によれば、イギリスが核兵器を保有し続ける理由として、核兵器を放棄できない国際政治上の文脈を指摘している。具体的には、①世界には相当数の核兵器が存在していること、②核兵器を保有する国は増加し続けていること、③弾道ミサイルや化学・生物兵器の関連技術が拡散していること、の 3 つを挙げている⁽¹⁴⁾。

また、イギリスは核兵器に関する 5 つの原則を明確にしている。それは第 1 に、イギリスの核戦力は紛争において実際に使用することを想定しておらず、核による威嚇や死活的国益に対する侵害を抑止することが目的としていること、第 2 に、イギリスの核戦力は抑止に必要な最低限度のものであり、核軍縮に貢献していること、第 3 に、侵略者による見積もりを複雑にするため、核兵器をいつ、どのように、どの程度使用するかについては明確にせず、先制攻撃のオプションを放棄していないこと、第 4 に自国の核戦力が NATO の集団安全保障に貢献していること、そして最後に、独自に核使用の決定を行うことで、同盟国全体の核抑止を高める、というものである。

特に最後の点については、イギリスやその同盟国の死活的国益が侵害されてもフランスや米国がリスクを負わない可能性に賭けて侵略してくる国家が存在する場合を想定しており、イギリス単独で使用可能な核戦力を保有することで、核抑止力を高めるという論理を展開している。また、現時点から 20 年から 50 年先の脅威を予測することは困難であり、将来イギリスの死活的国益を脅かすような核保有国の出現や、自国の領土における核兵器によるテロリズムを支援する国家が出現する可能性は否定できないという認識を示している。

これらの要因により、イギリス政府は核兵器の有用性を認め、2020 年以降も核兵器の保有を続けるという決定を下した⁽¹⁵⁾。この決定に基づき、イギリス政府は将来の核戦力の在り方を検討しており、既存のヴァンガード級原子力潜水艦を改修して寿命を延長するか、新たに建造するか、の 2 つの選択肢を検討している。

一方、こうしたイギリス政府の決断に対して批判がないわけではない。イギリスが原子力潜水艦を新規建造した場合、テロリズムには核兵器が意味を持たないことを明確に認識し、ヨーロッパにおける軍事的脅威は冷戦期とは比較にならないほど低下しているにもかかわらず、今後半世紀にわたって核抑止に依存することになる⁽¹⁶⁾。このことは、将来にわたっても抑止力として機能し、実際に使用されないことが望ましい核兵器に予算を割くこ

⁽¹⁴⁾ *The Future of the United Kingdom's Nuclear Deterrent*, 2006, p. 18, <http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/AC00DD79-76D6-4FE3-91A1-6A56B03C092F/0/DefenceWhitePaper2006_Cm6994.pdf>, accessed on January 11, 2008.

⁽¹⁵⁾ *Ibid.*, pp. 18-19.

⁽¹⁶⁾ Rebecca Johnson, "End of a Nuclear Weapons Era: Can Britain Make History?" *Arms Control Today*, Vol. 36, No. 3 (April 2006), p. 8.

とになり、さらには核兵器の保有を目指す国家に対して核兵器の戦略的価値が高いという誤ったシグナルを送ることになる。

さらに、イギリスが核兵器の製造や現有戦力の維持において米国に依存していることは、その国家の行動の自由を制約するものであるという批判もある。例えば、イギリスの原子力潜水艦が搭載するミサイルの核弾頭は米国の協力なくしては維持できず、中性子発生装置やトリチウムといった重要部品の供給についても米国に依存している⁽¹⁷⁾。こうした観点から、イギリス政府が積極的に自国の核兵器を放棄し、グローバルな核軍縮の潮流に貢献すべきとの意見も根強い。

(4) 自国の核兵器による抑止力の保持

イギリスの戦略研究の泰斗であるローレンス・フリードマン (Lawrence Freedman) は、イギリスの核保有の背景として、大国としての地位を維持すること、米国の政策決定に参画することの2つを挙げている。このような指摘は、第二次世界大戦直後の経済的困難の中での安全保障の確保や、その後のソ連の脅威の高まりに対して、米国との核兵器の共有などを通して核抑止を強化しようとした努力からみても妥当なものと言えよう。

しかし、イギリス政府は、冷戦終結後の新たな安全保障環境において自国の核戦力を現在の水準より削減することはあっても、全面的に放棄することはないと宣言している。これは、将来の不確実な安全保障環境において、自国の核兵器を「保険」として認識していることを示している。そのため、今後も見通しうる将来において、核兵器がイギリスの抑止力としての中心的な役割を果たすと考えられる。

イギリスは、歴史的な経緯や同盟関係から考えても米国による拡大抑止の提供が期待できたにもかかわらず、独自の核保有を進め、冷戦後の安全保障環境においてもその価値を認めている。これは、国家の核の脅威への対応の在り方の一形態として、米ソだけでなく、米国の他の同盟国とは異なるケースを提供するもの言えよう。

2 スウェーデンの核兵器の脅威への対応

スウェーデンは1946年から1972年にかけて核兵器開発を実施した。同国の核兵器開発は、当時のソ連の脅威を念頭に置いたものであった。しかし、スウェーデンは最終的に核兵器開発計画を放棄し、他国から核兵器を導入することもなかった。結局、スウェーデンは1972年には核不拡散条約 (NPT) に署名し、非核保有国としての道を選んだ。同国は核

⁽¹⁷⁾ Ibid., p. 9.

兵器を製造する技術的なハードルをクリアしており、開発計画も開始していながら、その保有を放棄したのである⁽¹⁸⁾。

ポール・コール (Paul M. Cole) は、スウェーデンは核兵器廃棄を決定したとはいえ、同国の当局者は依然としてその開発の権利を有していると認識しているという⁽¹⁹⁾。一国の核開発計画がどのような状況の下で決断され、どのような条件が揃えば破棄されるのかを判断するのは資料の制約等もあり困難である。しかし、スウェーデンのように核兵器開発を行う産業的基盤・能力を持ちながら⁽²⁰⁾、国家の政策として核兵器不所持を決めた国がいかなる経緯を経て現在に至ったかについて考察を行うことは、非核保有国の核抑止力に対する認識を考察する上で重要であると考えられる。

本節では、スウェーデンが自国の核抑止力の保有を目指して核兵器開発を行い、そしてその廃棄を決定した経緯について概観するとともに、これらの決定に影響を与えたスウェーデンを取り巻く環境や動機について検討する。

(1) スウェーデンの脅威認識

歴史上、スウェーデンにとって安全保障上の脅威というのは常に東からのものであったと言われ、それはロシア帝国であり、革命後のソ連であった。第二次世界大戦後におけるスウェーデンの安保政策の課題は、大国ソ連の脅威の下に同国が伝統的に進めていた中立政策をいかに維持するかであった⁽²¹⁾。中立政策の維持のためには最新鋭の近代兵器で武装することが必要不可欠であり、戦後新たに登場した核兵器 (戦術核) は決定的な役割を果たすものと考えられていた⁽²²⁾。同国軍部は、「スウェーデンの脆弱な通常戦力では、あら

⁽¹⁸⁾ Paul M. Cole, "Atomic Bombast: Nuclear Weapon Decision-Making in Sweden, 1946-1972," *The Washington Quarterly* (Spring 1997), pp. 233-234.

⁽¹⁹⁾ *Ibid.*, p. 234.

⁽²⁰⁾ Paul M. Cole, *Sweden Without the Bomb: The Conduct of a Nuclear-Capable Nation Without Nuclear Weapons* (Santa Monica, CA: RAND, 1994), pp. 23-24.

⁽²¹⁾ 中立政策が試練に立たされた時期として、第二次世界大戦におけるフィンランド及びナチス・ドイツへの協力などがあげられる。1939年11月、ソ連がフィンランドに侵入した際、スウェーデンは中立宣言を出さず非公式にフィンランドに軍事物資を供給した。1940年、ナチス・ドイツはデンマーク侵攻後、スウェーデン領土内におけるドイツ軍の域内通過を要求し、スウェーデンはこれを認めた。この点については、武田龍夫『戦う北欧——抗戦か・中立か・抵抗か・服従か』(高木書房、1981年)、161~233ページ及び石渡利康『北欧安全保障の研究——フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、デンマークの安全保障と軍備管理』(高文堂出版社、1990年)、52ページを参照。

⁽²²⁾ このような意見は、主にスウェーデンの核武装賛成派が主張している。カール・ビルンバウム「スウェーデンの経験」高坂正堯、桃井真共編『多極化時代の戦略(下)——核理論の史的展開』(日本国際問題研究所、1978年)、146ページ。また、同国は中立が犯されたという歴史的経緯から、スウェーデンに対する攻撃国に重武装で反撃されることを周知させ、攻撃自体を思いとどまらせようとするものである。その例として「トータル・防衛(ディフェンス)」と呼ばれる防衛政策を導入し、軍事防衛、民間防衛、経済防衛、心理防衛から成り立っている。石渡『北欧安全保

ゆる侵略及び脅威に晒されることなる。(中略) 核兵器を持つことで通常戦力の持つ意味合いが弱まることはないであろう⁽²³⁾と考えたのである。

1950年代のスウェーデンにとって国防上の脅威はソ連による侵攻であった。これに対して、核兵器は、小国スウェーデンにとって戦略・戦術爆撃の双方において最適の兵器と考えられた。同国が核兵器に期待した任務は、バルト海にあるスウェーデン領（ゴットランド島及びオーランド島）やスウェーデン本土にソ連が橋頭堡を築くのを防止することにあつたのである。

1950年代前半には、スウェーデンの安保政策関係者は、ソ連軍がスウェーデンへ上陸するにあたり、バルト海を通過してノルマンディ上陸作戦のような着上陸作戦を実施するものと考えていた。この時期における北欧地域の戦略的価値について、スウェーデンは次のように評価していた。ソ連は有事においてスウェーデン領空での作戦を実施するために必要な施設を設置するであろうし、米軍によるソ連に対する作戦では、グリーンランド及びイギリスの一部から攻撃の際にスウェーデン領空が利用される可能性がある、というものである。

このような評価に基づき、東西間で戦争が生じた場合、スウェーデンは中立を維持することができず、戦争に巻き込まれるのは時間の問題であると考えられていた。従って、核兵器は沿岸に上陸するソ連軍を撃退するために効率的な兵器としてみなされ、核兵器の運搬手段についても具体的に検討されていたのである⁽²⁴⁾。

1950年代後半のスウェーデンの国防政策は、米国の限定戦争戦略の影響を受けている。スウェーデン軍が予想される戦争として描いていたシナリオは以下の3つに分類される。

- ・ 北欧地域を舞台にした東西核戦争
- ・ 東西核戦争の前段階としての地域紛争
- ・ 核戦争に至らない地域紛争

この時期は、スウェーデンの国防政策にとって変化が見られた時期でもある。仮に核戦争が発生したとしても、スウェーデン領土に対する攻撃はされず、北欧地域での地域的な衝突は起きないであろうというものである。スウェーデンは大規模な戦争が発生した場合には攻撃される可能性があるものの、同国を限定して狙った攻撃は発生しないものと考えられるようになった。このような意見は1960年代に近づくにつれ強まり、欧州での対立か

『障の研究』60～67ページ参照。

⁽²³⁾ Cole, *Sweden Without the Bomb*, p. 57.

⁽²⁴⁾ Ibid., pp. 58-60.

ら、スウェーデンの従来からの政策である「中立」を保つことができるものと信じられるようになっていったのである。

しかし、1960 年代になると、スウェーデンを含む北欧地域の戦略的価値が高まった。ソ連がコラ半島のムルマンスクの海軍基地を増強したことで、バルト海の重要性が高まり、北欧地域が再び東西対立に巻き込まれる可能性が高まったと考えられたのである⁽²⁵⁾。このような背景を受け、同国の政策決定者の間では核兵器の役割について強調するようになったといわれている。スウェーデン軍部は自国に影響を与える潜在的な紛争のシナリオについて、北欧地域における限定的な軍事作戦が北大西洋に拡大することや、中欧での紛争の一部として北欧でも戦争が行われることなどを想定していたのである⁽²⁶⁾。

このように、スウェーデンの核開発は、ソ連からの脅威に対抗し、中立を維持する手段として開始されたものであった。しかし、同国を取り巻く地政学的状況及び国際環境が変化することで、このような変化に対する軍及び政治指導者の見解の違いが現れることになる⁽²⁷⁾。そしてこのことが、自国の核兵器開発に影響を及ぼし、最終的には中止に向かわせるのであるが、この点については後述する。

(2) スウェーデンの核兵器開発計画

スウェーデンが核兵器開発を開始する必要に迫られたのは、ソ連からの脅威であったことは先述したとおりである。しかし、スウェーデン 1 国で大国の脅威に対処することは不可能であり、有事の際には米国が軍事支援に乗り出すまで持ちこたえることができれば十分であると考えていた⁽²⁸⁾。

スウェーデンの軍部は第二次大戦後、核兵器開発を進める上で、米国の核戦略に関する調査を行った。特に「スウェーデン最高司令官核兵器研究グループ (Supreme Commander's nuclear weapon working group)」が注目したのは、大量報復戦略、段階的抑止、制限戦争などに関する論考であり、それらを研究した結果、同国に適した核戦略は「段階的抑止 (graduated deterrence)」であると結論を出した。

では具体的に同国が必要とした核兵器の戦力について見てみるとする。1962 年にスウェーデン軍最高司令官核兵器研究グループが実施した研究によると、スウェーデンが 1975

⁽²⁵⁾ ソ連がコラ半島から海空軍力を増強することで、北欧地域をはじめイギリスの側面が包囲され、有事の際にはバルト海からも部隊を展開し、北海、ノルウェー海及び北大西洋へ展開配備することが可能になる。これによって NATO 諸国やスウェーデンにとって大きなインパクトを与えることができるようになったとの分析がある。コリン・グレイ『核時代の地政学』小島康男訳 (紀尾井書房、1982 年)、100~101 ページ。

⁽²⁶⁾ Cole, *Sweden Without the Bomb*, pp. 61-62.

⁽²⁷⁾ Ibid., p. 62.

⁽²⁸⁾ Cole, "Atomic Bombast," p. 236.

年までに 100 発の核兵器を保有することを想定しており、これは敵国が無視できない核戦力であるとして位置付けられている。一方、敵の大規模攻撃に効果的に対処するには 75～200 発の核兵器が必要であると結論づけている。

また、この研究では核兵器の効果についても検討されている。その一例として、ソ連軍が侵攻するというシナリオの下に、侵略の各フェーズに合わせて核兵器の使用が検討されている⁽²⁹⁾。例えば、ソ連軍が上陸を開始するフェーズでは、ソ連艦船・輸送船が港湾施設に密集しているものと想定され、核兵器を使用した場合には航空作戦を 1/8 に減らすことができ、1/3～1/4 の費用で済むと評価されている。防空任務における核兵器の使用は、ソ連の基地を攻撃する場合と比較して効果が期待できないものと考えられた。同研究は、このような多様な作戦において柔軟性を確保するために、標準化された核兵器が主に航空機、ミサイル及び魚雷に搭載されることを提案している⁽³⁰⁾。

(3) NATO との軍事協力

しかし、このような具体的な核兵器保有計画があったにせよ、スウェーデンは米国を始めとする NATO からの軍事支援を見込んでいたことも事実である。スウェーデンは、NATO 加盟国となったノルウェーと 1950 年頃にも緊密な軍事協力を行っていた。二国間の軍事協力は非公式かつ水面下で進められ、公式な合意文書などは一切発表されることはなかったものの、両国軍部の高官が双方を定期訪問し軍事協力に関する協議がなされていた⁽³¹⁾。また、スウェーデン空軍が 1957 年 8 月中旬に実施した防空訓練（ストックホルム、ゴットランド島、カルマルに囲まれた地域）では、NATO 軍が支援を行うことを想定していた。その際には実際に NATO が使用する単位が使用され、スウェーデンの地名も英語発音に切り替えられるなどの措置がとられていた。在スウェーデン米空軍武官は、本国への電報の中で、「演習はスウェーデン空軍が、東からの侵略に対して NATO の支援が必要であることを示しているものである。（中略）実際演習に NATO が呼ばれたことはないが、このような訓練を繰り返すことで、実際に NATO が参加した際の訓練時間は短縮することができるであろう」⁽³²⁾と述べている。このような軍事訓練は、有事の際において NATO とのインターオペラビリティ（相互運用性）を高める方策の一端と考えることもできるであろう。

一方、米国を始めとする西側陣営にとって、ソ連を潜在敵国とし、国防力強化を進める

⁽²⁹⁾ 各フェーズは 6 段階に分けられている。Cole, *Sweden Without the Bomb*, pp. 82-83.

⁽³⁰⁾ *Ibid.*, pp. 83-84.

⁽³¹⁾ *Ibid.*, p. 241.

⁽³²⁾ *Ibid.*, p. 73. 米国国家安全保障会議（NSC）では、スウェーデン軍と NATO 軍の相互運用性を高めることを検討していた。また、NATO 及び米国で生産される新鋭兵器をスウェーデンに売却し、同国でライセンス生産させることも考えられていた。*Ibid.*, pp. 254-255.

スウェーデンを防衛することは西側にとって利益となると認識する一方で、スウェーデンが標榜する厳格な非同盟中立政策は米国政府高官の一部を苛立たせた⁽³³⁾。米国としては、スウェーデンがソ連陣営から攻撃を受けた際、「西側陣営から支援が受けられるのでは」というような誤った期待を抱くことを望まなかったのであるが、結局、米国は 1948 年から 1949 年にかけてスウェーデンが標榜する非同盟中立政策と矛盾しない協力枠組みを模索することになった⁽³⁴⁾。当時、米国は、スウェーデン軍高官が、有事の際には、①地理的な要因から大国間の戦争が発生した場合には中立を保つことは不可能、②大国からの攻撃に対し長期間持ちこたえることは不可能、③西側から支援を取り付けるべく事前に調整しておくこと、などについて検討していることを把握していた⁽³⁵⁾。両国の協力の枠組みは、非公式な形でまとめられ、スウェーデンが一方的な形で声明を出すなど、あくまでも「スウェーデンの流儀」によって西側の利益に合致する方策が採られたのである。

しかし、防衛協力は基本的には相互性を孕んでいることを基本としており、スウェーデンが西側陣営に対して何らかのコミットメントをせずに、米国や NATO から有事の際の支援を取り付けるのは困難であることが予想された⁽³⁶⁾。そのため、スウェーデンは米国との防衛協力を非公式に進めている。例えば、米国の爆撃機が作戦中に燃料が不足する場合は想定し、スウェーデン国内に收容するためのスペースを設けていた。また、スウェーデンと西ドイツのヴィースバーデン (Wiesbaden) に所在していた米空軍基地と直通ラインが設置されている⁽³⁷⁾。さらに、バルト海におけるソ連軍の動向に関する情報を米国に提供していたということも挙げられる。1945 年から 1950 年にかけて、スウェーデン空軍機が米国製の機器を搭載してソ連軍に対するシギント収集活動を行っていた。これはスウェーデンがソ連に近いという地理的な利点を活かしたものであり、米国が同地域で活動する際のリ

⁽³³⁾ 例えば、ダレス国務長官 (当時) は、「特別な状況を除いて、(中立政策は) 不健全で近視眼的な考えである」と述べ、H. フリーマン・マシューズ (H. Freeman Matthews) 在スウェーデン米国大使 (当時) は 1948 年 4 月国務省へ宛てた電報の中で、「スウェーデンの (中立政策の) 態度に対する米国の不満と、その他の (NATO に加盟したノルウェー及びデンマークの) スカンジナビアの 2 国をスウェーデンと差別化することを率直に伝えるべきである」と述べている。Ibid., pp. 226-227.

⁽³⁴⁾ Ibid., pp. 228-234.

⁽³⁵⁾ Ibid., p. 231.

⁽³⁶⁾ 第二次大戦後における米国は欧州諸国を①同盟国、②敵国、③中間国 (countries in the middle) として分類し、NATO 非加盟国に対する軍事支援については、双方の防衛協力が双務的であること等を条件としていた。ただし、このような支援は、NATO 加盟国が同盟にコミットメントすることで引き受けているリスクが伴わないという点で米国は懸念していた模様である。Paul M. Cole, *U.S. Security Assistance to Non-NATO Countries: The Swedish Case and Post-Communist Eastern Europe* (Santa Monica, CA: RAND, 1992), pp. 4-5.

⁽³⁷⁾ Gustav Lindström, "Sweden's Security Policy: Engagement-the Middle Way," The European Union Institute for Security Studies, Occasional Paper 2, October 1997, <<http://www.iss.europa.eu/occasion/occ02.html>>, accessed on November 29, 2007.

スクを軽減するものであった⁽³⁸⁾。この他、対共産圏輸出統制委員会（COCOM）が禁ずる戦略物資をソ連圏へ輸出しない点についても、米国の輸出管理政策の要求に応えた⁽³⁹⁾。

両国の協力は通常兵器の供与にも及び、1952年には相互援助条約（MSA）に基づき両国における武器援助協力に関する合意が秘密裏になされた。その結果、スウェーデンには米国をはじめとして NATO 諸国から兵器が輸出され、1969年までには米国からの兵器輸出先をみた場合、イギリス、フランス、西ドイツに次ぐ量となったのである⁽⁴⁰⁾。

スウェーデンは米国との非公式な協力を強化したが、核兵器に関する協力は進展しなかった。米国はスウェーデンに核弾頭を売却することを拒否し、スウェーデンが自国で核兵器を生産することを止めようとしたのである。

(4) 核兵器開発中止の背景

スウェーデンは第二次大戦後から核開発研究を進める一方で、自国の核戦力のみではソ連からの脅威に対抗する上で十分でないという判断から、複数の NATO 諸国と水面下で協力関係を結び、有事の際の支援を引き出すことを模索していた。その結果、同国は 1960年前後に核兵器の研究を進めない決断を下し、1968年には議会において核兵器保有は自国の利益にならない旨の宣言を行った。その後、核不拡散条約（NPT）に署名し、非核保有国としての道を進むことになる。ここでは、非核保有国としての道を進む決定をもたらした国内的及び国際的要因を分析する。

まず、国内的な要因については、第 1 に、核兵器獲得には膨大な費用がかかりすぎるという認識を持ったことである。核兵器開発は長期間に渡り多くの関連施設が必要となる。また、兵器製造のためには、コアとなる核分裂性物質の生産が必要不可欠であり、この取得が最も困難であるといわれている。スウェーデンの場合には原子炉と、そこで燃やした使用済み燃料棒から化学的処理を加えてプルトニウムを取り出す再処理施設の建設が必要であったが、政治指導部はこれを非常に高価であると判断し、研究は停止された⁽⁴¹⁾。

次に問題となったのは、核兵器開発を推進する政治的意思の欠如である。これは、軍と政治家の間で核抑止に関する認識について差異があったことに起因している。例えば、与党社民党（SAP）の核兵器研究グループは、軍が積極的に核抑止理論や核戦略に関する研究を行っていたのに反し、同党の掲げる平和路線に反するとしてこれらに関する検討を避けていた⁽⁴²⁾。

⁽³⁸⁾ Cole, *Sweden Without the Bomb*, p. 240.

⁽³⁹⁾ Cole, "U.S. Security Assistance to Non-NATO Countries," p. 11.

⁽⁴⁰⁾ Cole, *Sweden Without the Bomb*, p. 255.

⁽⁴¹⁾ Ibid., p. 102.

⁽⁴²⁾ Ibid., p. 54.

さらに、スウェーデンに対する大国からの脅威について、軍は、「核兵器を含むトータル・ディフェンスを確立する必要がある」との見解を示したが、SAP が 1959 年にまとめた報告では、「自国の防衛強化よりも戦争発生リスクを減らすことがより重要である」としている⁽⁴³⁾。政軍間における見解の差異は、核抑止理論にまで及び、政治指導部は核兵器の攻撃目標について政治的な理由から制限を課そうとしていた。例えば、船舶や航空機に対する二次的な被害を避けるよう検討していた模様であるが、軍部はこの点について、「抑止の意味を減少させるものである」との懸念を抱いたといわれている⁽⁴⁴⁾。このような核兵器をめぐる軍部と SAP の見解の相違により、核使用する際に必要なドクトリンを策定することが困難になり、仮に核兵器国としての道を選択した場合の外交政策を準備できなくなったことが、スウェーデンに核兵器開発を放棄させた要因の 1 つと考えられる⁽⁴⁵⁾。

次に国際的要因についてであるが、スウェーデンが核兵器開発を選択する条件としては、①軍備規制と軍縮交渉の決裂、②核保有国間の軍備競争激化、③核兵器拡散傾向の明らかな増大という 3 つの状況が考えられた。スウェーデンが核兵器開発を中止した時期には、フランス (1960 年) 及び中国 (1964 年) が新たに核兵器国になったが、1963 年米ソ・ホットライン協定、部分的核実験禁止条約が締結されるなどの動きがあった⁽⁴⁶⁾。

米ソ間での軍備管理の進展を背景にスウェーデンのオステン・ウンデン (Osten Unden) 外相は 1961 年、核保有国が核実験を禁止する条約を締結し、「非核クラブ」を構成することを提案した⁽⁴⁷⁾。これに先立つ 1958 年には議会における演説で「スウェーデンが核武装の決定をくぐれば他の国をも核武装へ駆り立てる誘因となる可能性が強い⁽⁴⁸⁾」と述べるなど、核大国の軍縮と核拡散防止について国際社会に働きかける外交を行っていた。このような国際環境の変化を受けて、スウェーデンの政治指導者は、他国から核攻撃を受ける可能性は低いとみなすようになり、通常戦力を基本にした民間防衛に関する議論が活発になっていったのである⁽⁴⁹⁾。これに加え、国際的に反核のイメージを打ち出していた同国が核開発を行うことでソ連を刺激し、国際社会に不安定要素を生み出す原因となるという判断もその背景にあったと考えられる⁽⁵⁰⁾。

以上のように、スウェーデンは国内的・国際的要因を考慮し、同国にとって核兵器を保有することで得られる利益が減少したと判断したため、核兵器開発を放棄したのである。

⁽⁴³⁾ Ibid., p. 55.

⁽⁴⁴⁾ Ibid., p. 84.

⁽⁴⁵⁾ Ibid., p. xiv.

⁽⁴⁶⁾ ビルンバウム「スウェーデンの経験」152 ページ。

⁽⁴⁷⁾ 石渡『北欧安全保障の研究』190 ページ。

⁽⁴⁸⁾ ビルンバウム「スウェーデンの経験」151 ページ。

⁽⁴⁹⁾ Cole, *Sweden Without the Bomb*, pp. 79-80.

⁽⁵⁰⁾ Cole, "Atomic Bombast," p. 247.

(5) スウェーデンのソ連の核の脅威への対応

スウェーデンの核兵器開発は、ソ連からの脅威に対する自国の防衛を目指す目的で行われた。また、中立政策を維持するためには強力な軍事力が必要であり、第二次大戦でドイツに占領されたノルウェー、デンマーク、あるいはソ連との戦争に敗れ不平等な条約を結ばされる羽目となったフィンランドの轍をふまないという決意もその背景にあった。しかし、自国が核兵器を保有することが国際社会を不安定にさせるのであるならば、それはスウェーデンの国益に反すると判断し、結果として非核の道を選択したのである。

それでは、スウェーデンはどのようにして核の脅威に対応しようと考えていたのだろうか。スウェーデンの核開発研究機関の中心的役割を果たした国防研究所（FOA）の元所長の「2つの超大国間の狭間にあるスウェーデンは、どちらの陣営に属そうとも、必然的に核の傘によって安全を保障されている」といった発言に代表されるように、1960年代から1970年代にかけて、スウェーデンは大国による保護を信頼あるものとして認識していた。つまり、スウェーデンは当初から米国の「核の傘」による拡大抑止を信頼性の高いものと考えていたのである⁽⁵¹⁾。

また、スウェーデンの国家安全保障政策決定者はソ連からスウェーデンに対して攻撃があれば、それはNATO陣営に対する全面戦争になると予想していた。このような事態においては、米国は核兵器を使って西欧を防衛することが当然予想され、スウェーデンもその恩恵を受けられると期待していた。スウェーデンは中立政策を維持していたものの、実体としてはNATOからの支援に依存していたのである⁽⁵²⁾。

また、NATO諸国はスウェーデンが求める最新の通常兵器を輸出しており、水面下では政府当局者同士の個人的関係を深めるなど、スウェーデンはNATO加盟国と二国間協力を強化していた。米国もスウェーデン防衛を西側の安全保障を確保する上で重要であると認識し、スウェーデンが求める中立政策と表面的には矛盾しない形で防衛協力を進め、結果的にソ連はスウェーデンがNATO諸国と緊密に協力していることを認識したのである⁽⁵³⁾。

⁽⁵¹⁾ Ibid., p. 134. この他にも、スウェーデンの元大使による「米国の対スウェーデン政策は、ソ連の攻撃時にどのように対処するのかを十分に示していない」という発言や、1980年代、国防当局の元高官が「第二次大戦後のスウェーデンの国防政策は米国の「核の傘」によって防衛されていることを前提に練られている」と述べており、同国の政策は米国の保護を期待していたことを窺わせる。Ibid., p. 170.

⁽⁵²⁾ このような期待は「リスク」と考えられるであろう。Ibid., pp. 169-171. 一方、米国がNATOの集団的自衛権に基づき欧州（例えばイタリア、ノルウェー）の防衛を保障するという考えから、スウェーデンも同様の利益を受けられるという見解もスウェーデンでは支持され得るという意見もある。インゲマル・ドェルファー「スウェーデンの核兵器と世界」スウェーデン外交政策研究所編『スウェーデンの核兵器問題』（鹿島平和研究所出版会、1967年）、181ページ参照。

⁽⁵³⁾ ソ連は、スウェーデンが米国と空対空ミサイルの分野で協力していることや、NATOと共同の防空体制を敷いていることなどを確実視していた。Cole, "U.S. Security Assistance to Non-NATO

このような手段により、スウェーデンは有事の際には、NATO の「核の傘」により保護されることを確実に期待できたのであり、結果として自国の核保有を必要とせず、核の脅威に対処できると確信するに至ったのである。

3 台湾による独自核の追求

台湾の核兵器開発を後押ししたのは、台湾海峡を挟んだ中国からの脅威であった。そして、米国からの政治的及び軍事的支援を受けながらも、米国による台湾防衛へのコミットメントに対する確信が揺らいだ結果でもあった。米国が中国を意識した行動をとるたびに、台湾は自国の安全保障が米国一辺倒であることに対して危機感を持ち、国際社会が中国を承認するにつれ、自国の地位向上を狙う目的もあって核兵器開発を進めたものと考えられている⁽⁵⁴⁾。

米国からの強い圧力によって台湾は核兵器開発を中止したのであるが、本節では、台湾が核兵器開発を開始し、中止した背景について概観し、これらの決定に影響を与えた要因や動機について考察する。

(1) 台湾の核開発の背景

台湾が抱いた安全保障上の懸念について次の 2 つの側面から検討する。第 1 に、中国からの軍事的な攻撃や、中国軍増強に伴い戦力のギャップが拡大することへの脅威認識である。第 2 に、中国の国際的な影響力が上昇するに伴う台湾孤立化の進行である。特に後者については中国の国連加盟後に加速する現象である。このような 2 つの側面を取り上げ、

Countries,” pp. 19-20.

⁽⁵⁴⁾ 台湾の核兵器開発に関する資料の主なものには次のものがあげられる。George H. Quester, “Taiwan and Nuclear Proliferation,” *Orbis*, Vol. 18, No. 1 (Spring 1974); Joseph A. Yager, “Taiwan,” in Richard K. Betts, William H. Courtney, Henry S. Rowen, Richard Brody, and Joseph A. Yager, eds., *Nonproliferation and U.S. Foreign Policy* (Washington, DC: The Brookings Institution, 1980); Derek J. Mitchell, “Taiwan’s Hsin Chu Program: Deterrence, Abandonment, and Honor,” in Kurt M. Campbell, Robert J. Einhorn, and Mitchell B. Reiss, eds., *The Nuclear Tipping Point* (Washington, DC: The Brookings Institution, 2004); David Albright and Corey Gay, “Taiwan: Nuclear Nightmare Averted,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 54, No. 1 (January/February 1998); William Burr, ed., “New Archival Evidence on Taiwanese Nuclear Intentions, 1966-1976,” *National Security Archive Electronic Briefing Book* (October 13, 1999), <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB20/>>, accessed on March 7, 2008; William Burr, ed., “U.S. Opposed Taiwanese Bomb during 1970s,” *National Security Archive Electronic Briefing Book* (June 15, 2007), <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/nukevault/ebb221/index.htm#8>>, accessed on March 7, 2008. これらの資料は台湾の核開発の目的について、中国からの軍事的脅威に対する抑止、米中国交正常化による東アジアから米軍撤退の結果、米国による台湾コミットメントに対する不信、そして中国の国連加盟に伴い、国際社会で台湾が孤立する中で自国の地位向上を狙ったものと指摘している。

これらの懸念に対して米国が台湾に与えた支援及び措置の内容や性格に触れ、台湾が核の脅威にどのように対処したのかを考察する。

ア 軍事的な脅威認識

台湾に中華民国が成立した後、大陸側の中国から最初に武力攻撃を受けたのは1954年9月に発生した第1次台湾海峡危機であった。中国が台湾領有下にある大陸沿岸諸島の金門島に対して砲撃を行ったものであるが、金門島はその駐留規模から比較的頑強な防衛地域とみなされていただけに、米台双方に衝撃を与えた。ドワイト・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 大統領は、緊急措置として第七艦隊による警備等を強化する措置を採った。しかし、当時米国内では、台湾を積極的に防衛するべきであると主張するグループと、台湾防衛への深入りは米中衝突、ひいては米ソ戦争へエスカレートする可能性を指摘し、金門島防衛に対する戦略的価値を見出さない消極的な姿勢をとるグループに分裂していた。アイゼンハワー大統領は後者を代表していたが、このような米国内における対立について、ジョン・フォスター・ダレス (John Foster Dulles) 国務長官は「米国は恐るべきジレンマに立たされている」と述べている。これは、米国が金門島を含む大陸沿岸諸島の防衛に介入した場合、米中戦争に発展する可能性がある一方、同諸島防衛へのコミットメントを米国が放棄した場合には、中国の軍事行動はエスカレートし、極東地域における反共防衛ラインが脅かされる可能性があることを表すものであった⁽⁵⁵⁾。

このジレンマを避けるために、米国は台湾海峡危機を終息させる目的で、国連安保理に停戦案を提出する方策を打ち出した。しかし、台湾は、米国の方策が台湾海峡の現状維持を企図したもので、事実上「2つの中国」を生み出すものであるとして強い懸念を示した。これは台湾が今後大陸反攻を行えないことも意味するもので、台湾の顧維鈞駐米大使は、台湾は国連安保理による停戦案を受け入れることは出来ない旨を主張したのである⁽⁵⁶⁾。

この後中国が再び大陸沿岸諸島を攻撃したこともあり、台湾が従来から求めていた米華相互防衛条約の締結交渉へ向かうのであるが、米国はあくまでも台湾海峡危機を終息させ、同海峡を安定化させるための措置として捉えていた。これに対し、台湾は、同条約締結によって台湾の正統性と国際的地位を高めようという思惑があった⁽⁵⁷⁾。

台湾に最大の衝撃を与えたのは1964年の中国核実験であろう。台北の米国大使館からワシントンへの電報の内容は、台湾のパニック状況を伝えていたという。蒋介石を始めとす

⁽⁵⁵⁾ 松本はる香「台湾海峡危機 [1954-55] と米華相互防衛条約の締結」『国際政治』第118号 (1998年5月)、85～90ページ。

⁽⁵⁶⁾ 同上、90～91ページ。

⁽⁵⁷⁾ 同上、93ページ。

る台湾指導者たちは、米大使館高官との会議の中で、中国の核兵器配備に対して軍事行動を採るよう主張すると同時に、アジアにおける反共軍事機構や共同防衛軍の設立を訴えた。蒋介石が最も懸念したことは、米国からの軍事的支援が遅れた場合には、中国からの一撃で台湾が消滅してしまうということであった。中国が核兵器を持つことで中国の国際社会における名声が上がることも懸念され、台湾の沈昌煥外交部長は、中国の核兵器が台湾軍の士気に悪影響を与える点についても懸念していたといわれている⁽⁵⁸⁾。このような懸念に対して米国は、仮に中国が台湾に侵攻した場合には台湾を守ることを約束しており、核兵器を台湾にも配備していた⁽⁵⁹⁾。しかし、中国の核実験を受けて、台湾の安全保障についての懸念が深まり、米国のコミットメントが不十分であると考えられる場合には、独自の抑止力を持つことが必要であると台湾は考えていたのである⁽⁶⁰⁾。

イ 高まる国際社会における孤立

1961 年 12 月、第 16 回国連総会では中国代表権問題の審議が開始された。同総会では中国の加盟は否決されたものの、台湾を逆撫でするような米政権の態度は蒋介石の対米不満と憎悪を深めた。例えば、ケネディ政権のアドレー・スティーブソン (Adlai E. Stevenson) 国連大使は、同総会后、「国連総会は 1 千万の国民を支配する政府として国府 (台湾) の国連における議席を保証した」と述べたが⁽⁶¹⁾、この発言について中国メディアが「1 千万国民を支配する政府とは台湾の蔣政権でなくてなんであろうか」として、「小中国」と皮肉をこめた論評を行った。米政権も中国の国連加盟を阻止することに対しては疑問を抱き、非現実的であると考えていた⁽⁶²⁾。台湾はこのような不利な形勢を逆転するべく、中国大陸へ侵攻する計画を立てたが、米国はこのような動きを警戒して政府高官を台湾へ派遣し大陸反攻の不可を力説した。蒋介石はこれを不服として、米中央情報局 (CIA) に働きかけて

⁽⁵⁸⁾ Albright and Gay, "Taiwan," p. 55.

⁽⁵⁹⁾ 1974 年 3 月、ヘンリー・キッシンジャー (Henry Kissinger) 国務長官が、台湾配備の核兵器を撤去するようニクソン大統領が命じた国家安全保障決定覚書第 248 号 (National Security Decision Memorandum 248) にサインしたと報じられている。Jack Anderson, "Secret Report Sees Taiwan Near A-Bomb," *Washington Post*, January 25, 1982, quoted in Albright and Gay, "Taiwan," p. 55.

⁽⁶⁰⁾ Ibid. また、中国による核実験後、CIA 幹部が台湾を訪問し、蒋介石総統ら台湾指導部に対してブリーフィングを実施した際、蒋介石は、米国は台湾に対して中国の核施設を破壊する手段の提供を打診したとされている。William Burr and Jeffrey Richelson, eds., "The United States and the Chinese Nuclear Program, 1960-1964," in *National Security Archive Electronic Briefing Book* (January 12, 2001), <<http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB38/>>, accessed on February 5, 2008.

⁽⁶¹⁾ 戴天昭『台湾戦後国際政治史』(行人社、2001 年)、210 ページ。

⁽⁶²⁾ 当時ケネディ大統領は国連総会に備えての会議での席上、アドレー・スティーブソン国連大使に対して「中共の加盟を阻止せよとは、いかにもむずかしい仕事を背負わせて気の毒だ。自分は台湾が全中国を代表しているなどという主張は実際ナンセンスだと思う」と述べたといわれている。同上、210～211 ページ。

大規模な中国上陸作戦を画策したものの、ケネディ政権は在台湾エヴェレット・ドラムライト (Everett F. Drumright) 米大使の更迭や、国民党政権の腐敗や無気力等を指摘した記録文書、報告書等からなる外交文書を公開し、台湾政策改変の障害を取り除くための措置をとった⁽⁶³⁾。この措置に対して、台湾は再び大陸反攻の準備を進めたが、ケネディ大統領は、台湾の大陸反攻を支持しないと声明した。戴天昭はケネディ大統領による一連の台湾政策について、蒋介石に対して、米国を大陸反攻に巻き込むことができるといった幻想をはっきりと否定し、失望と落胆のみならず、対米不信と憎悪を深めさせる一方であったと、指摘している⁽⁶⁴⁾。

米国は、中国が平和方向に進むという条件の下で、中国との和解を目指すという試みをケネディ・ジョンソン政権以来実施してきたが⁽⁶⁵⁾、中国の国連代表権問題についても、蒋介石政権を中国の唯一の政府として支持せず、中国の国連加盟にも反対はしていなかった。ただ、台湾を排除する形で中国が加入することには反対していた⁽⁶⁶⁾。このような米中接近は、中ソのイデオロギー対立をはじめとした、1969年に発生した両国間の一連の軍事衝突や、ブレジネフ・ドクトリンの主権制限論に基づくソ連による行動の結果、中国がソ連に従属させられる可能性が憂慮されたことも要因となったと考えられている⁽⁶⁷⁾。また、国連総会でも「中国招請・国府追放（中国を国連に招請し、台湾を国連から追放する）」というアルバニア決議案への賛成票が初めて反対票を上回り、台湾の国際的地位の低下と孤立を深めることになった⁽⁶⁸⁾。

そして何よりも台湾の最大の支援国であったが米国が、中国との国交樹立に向けて1955年から1970年にかけてジュネーブやワルシャワで130回以上の秘密交渉を重ね、1971年7月9日、ヘンリー・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) 特別補佐官を極秘裏に訪中させ、翌年2月のリチャード・ニクソン (Richard M. Nixon) 大統領による訪中へと道筋をつけたことは台湾にとっては衝撃的であった。米国はニクソン訪中後も米華相互防衛条約の有効性を確約し台湾の安全保障も再確認したが、1979年には米国は中国と国交を正常化し、これは台湾にとって米国の「背信行為」となった⁽⁶⁹⁾。

⁽⁶³⁾ 同上、211～216 ページ。

⁽⁶⁴⁾ 同上、215～216 ページ。

⁽⁶⁵⁾ 同上、197～228 ページ。

⁽⁶⁶⁾ 同上、281 ページ。

⁽⁶⁷⁾ 同上、281～284 ページ。

⁽⁶⁸⁾ 国連総会は1971年10月25日、アルバニア案を76票対35票、棄権17票で可決し、これにより中国の国連復帰が21年ぶり実現した。一方、台湾は翌日、周書楷外交部長が中国を罵倒した声明文を発表した後、国連から脱退した。同上、295 ページ。

⁽⁶⁹⁾ 同上、390～391 ページ。

ウ 米国からの軍事支援

米国による台湾への軍事援助は朝鮮戦争が勃発した 1950 年に遡る。台湾海峡危機後の 1954 年には米華相互防衛条約を締結し、米国は台湾を防衛する義務を負った。米国防総省によると、1950 年から 1965 年間に総額約 26 億ドル (年平均約 1 億 6,000 万ドル) の軍事援助を実施、うち約 22 億ドルが無償援助であった。1960 年代の台湾政府の国防費が毎年 1 億 5,000 万ドルから 3 億ドルであったから、共産党との戦闘で破れ台湾に逃れた台湾軍の再建と近代化に米国が大きな役割を果たしたことは明らかであった。米中関係の進展や台湾の経済成長を理由に 1974 年には無償援助が打ち切られたが、その後は装備の売却という形式で実施された。1979 年の米中国交正常化によって同条約が破棄された後は、米国が台湾防衛を含む支援策として整備した国内法「台湾関係法」に基づき軍事援助を実施してきた。米国による台湾への武器売却は 1979 年の 1 年間だけは停止されたが翌年から再開され、武器購入契約額が 2 億 8,000 万ドルに達している⁽⁷⁰⁾。しかし、これら一連の武器援助の特徴は、言うなれば台湾に中国大陆を攻撃する能力を持たせず、自国を防衛するのに必要な兵器に限定するというものであった⁽⁷¹⁾。

台湾関係法には台湾の安全保障と兵器売却に関する規定が盛り込まれ、同法の規定によると、米国が台湾に提供できるのはあくまでも防衛的性格の武器で、台湾が自衛能力を維持するに足る数量の防衛的物資と役務とを台湾に供与すること等である。米国は台湾の安全が脅かされた場合には「適切な行動」を決定することが定められているが、米国がどのような条件で、どこまで、どのように台湾防衛にコミットするかについて曖昧にされている点が特徴で、米国の対中国・台湾政策における「戦略的曖昧さ」と呼ばれている。この「戦略的曖昧さ」によって中国・台湾双方を不安な状態にさせ、武力を用いた現状変更を抑止し現状を維持する戦略であったのである⁽⁷²⁾。

1981 年に成立したレーガン政権は、台湾に水準の高い戦闘機の売却を意図したことから、中国政府が米中国交の原則に反するとして駐米大使の引き揚げも示唆する等、米中関係が急激に悪化した。両国間で政治交渉の結果、1982 年 8 月に台湾に不利となる「台湾向け武器売却についての米中コミュニケ」が出されたが、レーガン政権は、台湾側の懸念を配慮して「6 つの保証」と呼ばれる確約を台湾に対して行い、同国を見捨てない姿勢は示している⁽⁷³⁾。

⁽⁷⁰⁾ 財団法人平和・安全保障研究所編『アジアの安全保障 1981 年』(朝雲新聞社、1981 年)、163 ページ。

⁽⁷¹⁾ 平松茂雄『台湾問題——中国と米国の軍事的確執』(勁草書房、2005 年)、100～143 ページ。

⁽⁷²⁾ 松田康博「中台関係と国際安全保障——抑止・拡散防止・多国間安全保障」『国際政治』第 135 号 (2004 年 3 月)、62～63 ページ。

⁽⁷³⁾ 松田康博「米中関係における台湾問題」高木誠一郎編『米中関係——冷戦後の構造と展開』(財

また、台湾は集団防衛体制への加盟も模索している。中国が核実験を実施した後は、前述のとおり反共軍事ブロックの設立などを持ちかけたものの実現しなかった。当時、東南アジア条約機構（SEATO）といった枠組みが存在していたが、台湾はこれらの体制への加入は認められなかった。その理由として、各国は中国との戦争の危険を冒してまでも台湾のために自国の生存を危うくするような同盟を結ぶことを拒否したのである⁽⁷⁴⁾。つまり、台湾にとって集団防衛体制に依存することは不可能だったのである。

台湾防衛に対する貢献を果たしているのは米国であり、台湾は国交断絶後もそれを期待していた⁽⁷⁵⁾。米国は一方で中国を意識した政策を採りながら、台湾を不安にさせない対策を採っているのであるが、これに対して台湾には不満が募ることの繰り返しであったといわれている⁽⁷⁶⁾。台湾の周書楷駐米大使は1970年の私信の中で、「米国の我が国に対する『約束』、『保証』などは、貧乏な親戚をあしらうようなものであり、我が国は独りよがりの思いこみに陥ってはならず、随時警戒を必要とする」と述べており⁽⁷⁷⁾、米国に対する懸念を表すものであろう。

(2) 台湾の核兵器開発及び核戦力

中国からの軍事的脅威に対する自立した抑止力の保持、国際社会における地位の向上、そして米国からの支援に対する不満が鬱積したことで台湾は核兵器開発を始めたと考えられる。台湾は、自国の核兵器開発は米国から見捨てられた際の「保険（insurance）」であると考えていたともいわれている⁽⁷⁸⁾。では、核兵器開発は、実際にどのような効用があったのであろうか。

団法人国際問題研究所、2007年）、97ページ。

⁽⁷⁴⁾ 戴『台湾戦後国際政治史』228ページ、衛藤藩吉ほか『中華民国を繞る国際関係』現代中国研究叢書IV（東京大学出版会、1967年）、181～202ページ。

⁽⁷⁵⁾ これを裏付けるものとして、ニクソン訪中後、マーシャル・グリーン（Marshall Green）国務次官補及び国家安全保障会議のジョン・ホルドリッジ（John H. Holdridge）が訪台し、米華防衛条約の履行と台湾海峡の平和安全を保障した。その際、二人と会見した蔣経国は、壁に掛けてあるロッキードU-2偵察機の模型を指して、「あれさえいけば何も問題がない」と指摘したといわれており、この発言は、台湾は引き続き米国の軍事援助に依存していくとの意味であったと解釈されるであろう。戴『台湾戦後国際政治史』304～305ページ。

⁽⁷⁶⁾ 同上、97～98ページ。また、米国と台湾の関係について、違った目標の下でバーゲニングを繰り返すいわば同床異夢の関係であるともいわれる。松田康博「米中接近と台湾——情報統制と政治改革」増田弘編『ニクソン訪中と冷戦構造の変容』（慶応義塾大学出版会、2006年）、62ページ。

⁽⁷⁷⁾ 松田「米中接近と台湾」63ページ。

⁽⁷⁸⁾ Mitchell, “Taiwan’s Hsin Chu Program,” p. 309.

ア 核兵器開発の概要⁽⁷⁹⁾

台湾は 1950 年代には既に、民生用の核関連技術に関心を示し、技術獲得のために IAEA に関与したといわれているが、本格的な核開発計画は 1964 年の中国の核実験後に蒋介石總統とその息子蔣経国が中心となって進められた。「新竹 (Hsin Chu) 計画」と呼ばれ、プルトニウム (Pu) 生産用重水炉、重水生産プラント、使用済み燃料棒からプルトニウム抽出する再処理施設の購入が含まれていた。1969 年、カナダから実験用 40MW 重水炉 (1973 年臨界) を獲得した後、台湾は使用済み燃料棒を再処理しプルトニウムを抽出し、インブロージョン型の核兵器を狙ったものであった。スウェーデンも同様の方法である。ちなみにこの重水炉は、1974 年のインドの核実験で使われたプルトニウムの生産炉と同型であったことから、米国は核拡散の懸念を募らせた。同炉は稼動した場合、年間 10kg (核兵器 1 ~2 発分) のプルトニウムが抽出できると見積もられた。

台湾は 1970 年代を通じて再処理施設獲得に極めて積極的であった。米国の圧力を受けながらも欧州の複数国に接触し、関連施設・技術を獲得したものと考えられ、「ホット・ラボ」と呼ばれる小規模の再処理実験施設を建設した。米国はこれらの活動に対し繰り返し抗議を行い、1976 年に蔣経国首相は、台湾は独自の再処理施設の保有と関連活動を行わないと米国に約束した。しかし台湾はこの後も核兵器開発を続け、国際原子力機関 (IAEA) から疑惑施設の存在や疑惑活動について指摘を受けながら、1988 年に核エネルギー研究所 (INER) の副所長であった張憲義が CIA の支援を得て米国へ亡命し、核兵器開発を暴露したことでこれを中止したとみられる。米国の専門家によると、台湾はこれら一連の活動から核兵器製造技術に関する知識を獲得し、必要なら短期間で核兵器製造が可能であったと考えられている。

イ 軍事的効用

台湾が最大の懸念であった中国からの攻撃に対してどのような核戦略を打ち立てていたのかについては明確ではない。この点について、ジョセフ・イエガー (Joseph A. Yager) は、台湾が直面している中国からの軍事的脅威について以下の 4 点をあげている⁽⁸⁰⁾。

⁽⁷⁹⁾ 特に指摘がない限り、Albright and Gay, "Taiwan"; Mitchell, "Taiwan's Hsin Chu Program"; 松田「中台関係と国際安全保障」を参照。

⁽⁸⁰⁾ Yager, "Taiwan," p. 71. また、台湾が想定していた中国の侵攻のモデルについては、1999 年に唐飛国防部長 (国防相) が立法院 (国会) で行った報告が参考となろう。7 モデルが紹介されているが、主な分類は、政治指導者等による威嚇発言による脅迫行動、離島の攻撃・占領、海空の封鎖、重要な戦略目標への海空戦力及びミサイルによる攻撃等である。門間理良「台湾海峡における安全保障環境に関する研究——台湾サイドからの視点を中心として」『国際安全保障』第 30 巻第 4 号 (2003 年 3 月)、22~24 ページ。

- ・核攻撃
- ・台湾侵攻
- ・台湾の諸島の占領
- ・台湾のシーレーン・空域に対する妨害

中国が有する数十の核弾頭及び、百数十発とみられる準中距離弾道ミサイル（MRBM）及び中距離弾道ミサイル（IRBM）や、核兵器搭載可能な爆撃機による攻撃に対して、台湾の防空能力は無力で、信頼できる第二撃能力を持つことは困難であると指摘されている⁽⁸¹⁾。一方、中国による台湾侵攻の際には、通常戦力による攻撃も当然考えられるが、両国の兵力差は大きい。しかし、中国は戦力投射能力の点で限界があり、空軍力についても老朽化していることから台湾空軍に分があると考えられる。しかし、圧倒的な数量から中国が制空・制海権を確保すると見られるが、最終的には上陸作戦が雌雄を決するのではないかと考えられている⁽⁸²⁾。また、平松茂雄は台湾軍の軍事力について、米軍と一体不可分の原則に立ち、中国軍の上陸作戦に備える対上陸作戦を主体として軍事力の建設を行ってきたと指摘している。一方、台湾側から中国大陆への攻撃能力については、前述のとおり米軍から供与された戦闘機及び爆撃機は中国大陆を攻撃できる航続距離を持たないもので、大陸反攻に使用できるものではなかった⁽⁸³⁾。

台湾軍は 1970 年代に台湾海峡で核兵器が使用されたことを前提とした陸海空軍合同演習を行ったとも言われている。台湾は 1980 年代初頭、射程 950km の弾道ミサイルの開発を試みていた模様だが、米国の圧力で中止したとされる⁽⁸⁴⁾。以上のことから、台湾が実際に持ち得た核戦力は主に中国軍上陸部隊に対して使用するという限定的なものであったと考えられる⁽⁸⁵⁾。また、その軍事的効用は低かったとの見方を示す専門家もいる⁽⁸⁶⁾。

⁽⁸¹⁾ 台湾は、核兵器生産の潜在能力を有し、地理的に小国で兵器体系は主に本土防衛が中心、近代兵器の国産・自足態勢は不十分で、戦略的縦深性を持たないといった特徴から軍事的中級国家と位置づけることも可能であろう。このような軍事的中級国家には、核攻撃を含む奇襲攻撃（第一撃）に対して生存する確率が極めて少なく、報復兵力自体の生き残りが疑問とされることから、戦略核攻撃システムの有効性は極めて限定される。高坂正堯・桃井真編『多極化時代の戦略（下）——さまざまな模索』（日本国際問題研究所、1978年）、102～104ページ。

⁽⁸²⁾ Yager, "Taiwan," pp. 72-74. また、台湾の従来からの陸海空統合戦構想は、制空・制海・対上陸であったとされる（門間「台湾海峡における安全保障環境に関する研究」27ページ）。

⁽⁸³⁾ 平松『台湾問題』102ページ。

⁽⁸⁴⁾ 大量破壊兵器（WMD）拡散問題を専門的に扱う米国のシンクタンク Nuclear Threat Initiative を参照（<http://www.nti.org/e_research/profiles/Taiwan/index.html>, accessed on March 7, 2008）。

⁽⁸⁵⁾ 吉田文彦・朝日新聞特別取材班編『核を追う——テロと闇市場に揺れる世界』（朝日新聞社、2005年）、286ページ。なお、同書は台湾軍関係者が「台湾海峡で小型戦術核が爆発したとの想定で演習が行われた」と述べたとしているが、小型戦術核の使用が台湾軍によるものなのかについては判然としない。ただ、スウェーデンの事例でも触れたとおり、スウェーデン軍はソ連軍上陸部隊

ウ 政治的効用⁽⁸⁷⁾

台湾の核兵器は、台湾の「独立国」としての象徴とも考えることができるものと思われる。例えば、台湾の核開発について IAEA や米国の査察官が検認を行うことにより、台湾の独立性をアピールすることが可能になるのではないかと指摘されている。更に査察が実施されることで、台湾には核開発能力があるということを国際社会に知らせ、台湾政府の政治的立場を強化することになるであろうし、このことは台湾を領土の一部と主張する中国にとっては打撃となり台湾併合の障害となるというものである。

実際に台湾の核開発がモーメンタムを得る時期は、台湾の国際的な孤立が高まる時期と重なる傾向にある⁽⁸⁸⁾。例えば、台湾は再処理施設の建設を 1972 年から 1973 年に計画したが、これは米中が国交正常化を進めていた時期と重なり、米軍の台湾プレゼンスが削減される時期にあたる。米国の厳しい監視から、一度は再処理施設の建設を断念させられたが、1980 年代に再び試みたのも 1982 年の米中コミュニケを受けて台湾への兵器売却削減が懸念されるのではという背景があったからである。李登輝総統も 1995 年、中国が台湾近海にミサイルを試射した後、核兵器開発能力を保有している旨の発言を行っている⁽⁸⁹⁾。このようにして、米国からのコミットメントが低下した際には、核兵器開発を前進させ独自路線を歩むことを仄めかしたのである。こうした動きは、台湾海峡の安定化に腐心する米国に、台湾を見捨て危機的状況に追い詰めることは危険であると認識させ、国際的孤立の打破、なかんずく米国をひきつけておくことを狙ったものと考えられる⁽⁹⁰⁾。

(3) 台湾の核開発計画の放棄とその背景

台湾は軍事上及び政治的な効用を見込んで開始した核兵器開発を進めた訳であるが、結局核兵器開発は中止せざるを得なかった。以下では、この原因について検討し、台湾にとって核兵器開発がいかに困難な状況にあったかについて触れる。

に対する核兵器の使用が、通常戦力を使用した場合に比べ効率的であるという計算を行っており、台湾軍も同様の研究をしていた可能性もあろう。また、台湾への中国軍上陸部隊に対して戦術核を使用することの有効性についてはケスターも指摘している。一般的に上陸部隊を陸上戦力と対峙させる際には集中させる必要があるからである。Quester, "Taiwan and Nuclear Proliferation," p. 145.

⁽⁸⁶⁾ Yager, "Taiwan," p. 77.

⁽⁸⁷⁾ 特に指摘がない限り Quester, "Taiwan and Nuclear Proliferation," pp. 144-149 を参照。

⁽⁸⁸⁾ Mitchell, "Taiwan's Hsin Chu Program," pp. 307-308; Burr, "New Archival Evidence on Taiwanese Nuclear Intentions."

⁽⁸⁹⁾ 李登輝総統は立法院の席上「長期的な視点から核兵器開発について再検討しなければならない。台湾にはかつて核兵器開発があった」と述べ、数日後にはややトーンを下げ「台湾には核兵器開発を行う能力はあるが今後行うことはない」と述べた。Albright and Gay, "Taiwan," p. 54.

⁽⁹⁰⁾ Mitchell, "Taiwan's Hsin Chu Program," p. 309.

ア 対米関係を損なうリスク

台湾にとって、核開発を進めることに政治的効用があるとはいえ、核保有が軍事的に安全保障を担保できるほど十分なものではなかった。そのため、軍事的支援継続を約束する米国との関係を損なうことの代償について、台湾は懸念していた。近年米国で公開された外交文書によると、米国は1970年代初頭の時点で、台湾が安全保障を米国に委ねている状況において、米国との関係を損ねても核開発を行うことはないと思っていた。1970年代の台湾の核開発は、台湾の再処理技術獲得及び関連施設の建設に対して米国の調査チームが度々検査を行うなどして核兵器開発疑惑を指摘し抗議を行うと、台湾政府がこれを否定し、核兵器開発の意図はないとの弁明を行うことの繰り返しであった。米国は台湾が核兵器開発を中止することに対しては一切見返りを与えず、台湾がこれに従わない場合には、米国は原子力エネルギーを含む二国間のあらゆる分野の協力を影響が及ぶことも示唆する等、強い姿勢で臨んでいた⁽⁹¹⁾。これには当然軍事協力をも含むものと考えられるべきであろう。1967年に蒋介石の科学顧問に就任し、国家安全保障会議のメンバーであった呉大猷は、台湾の状況は全て米国に把握されていることを指摘し、「核兵器開発は台湾の経済力にとって負担となり、自国にはウラン資源もないことから、諸外国との関係を考慮せずに核兵器開発を行うことは賢明でない」と述べている⁽⁹²⁾。

イ 核兵器開発に関する情報漏洩に対する懸念

台湾が核開発を放棄した理由の1つとしては、米国が台湾側の動きを情報活動によって察知し、政治的圧力をかけたことが挙げられる⁽⁹³⁾。米国は、台湾の核開発に関与した研究者の中に、その活動実態に関する情報を提供する複数の協力者を獲得していた。米国はこれらの協力者から核兵器開発に関わる重要な情報を入手していた。例えば、カナダから購入した研究炉は、使用目的は文字通り「研究用」であったが、実際には研究目的が殆ど存在しないことなどが判明していた。このように導入する際の使用目的と整合性のとれない施設が存在する場合には、導入国の核開発に対して疑念が生まれ、IAEAの査察においても注目される点である。

また、少量とはいえ使用済み燃料棒からプルトニウムを抽出することが可能な「ホット・

⁽⁹¹⁾ Burr, "U.S. Opposed Taiwanese Bomb during 1970s." なお同文書によれば、原子力エネルギー分野については、米国からの支援が止められるリスクについて台湾政府内では一致した認識があった。

⁽⁹²⁾ 呉大猷博士の回想録の英語訳、Ta-you Wu, "Historical Document: A Footnote to the History of Our Country's 'Nuclear Energy' Policies," <<http://www.isis-online.org/publications/taiwan/ta-youwu.html>>, accessed on February 27, 2008 を参照。

⁽⁹³⁾ これらの特徴については特に注記がない限り、Burr, "New Archival Evidence on Taiwanese Nuclear Intentions, 1966-1976"に依拠している。

ラボ」の建設についても、協力者を通じて米側に知れ渡っていた。特に、決定的だったのは、先述した核エネルギー研究所 (INER) の副所長だった張憲義が 1988 年 1 月に CIA の支援を得て米国へ亡命したことであろう⁽⁹⁴⁾。

また、米国で教育を受けた人物が、台湾の核兵器開発の概要を米当局者に知らせていたことも無視できない要素である。この人物の情報により、核開発には蒋介石が関与し、軍の関与も認められた。核開発は民生用と兵器用と重複する部分があるが、軍が関与することで原子力技術が核兵器に転用される可能性が濃厚となった⁽⁹⁵⁾。

また、台湾は自国のみでは核兵器開発は困難であると考え、複数国から関連品の調達活動や関連技術の導入を試みていたが、西ドイツ、イスラエル及びイギリスを通じて、米国にその活動実態が知れ渡っていた。台湾の核開発は、重水炉からプルトニウム型の兵器を製造するものであったが、核分裂性物質であるプルトニウム抽出には原子炉で照射した使用済み燃料棒を再処理するための施設が必須である。この施設導入には、IAEA による継続した精度の高い査察が必要とされているものである⁽⁹⁶⁾。台湾はこのような再処理施設関連品を西ドイツ企業から調達しようとしていたことが西ドイツ当局者を通じて米国に漏れていた。また、年間処理能力について西ドイツから得た情報と台湾側の説明に食い違いがあったことが米国の疑念を生んだと言われている⁽⁹⁷⁾。

核兵器の原料にプルトニウム又はウラニウムを使用するにしても、ウランを産出しない国は海外からこれらを調達しなければならない。秘密裏に開発を実施しようとするれば、海外からの調達活動を行わないことが最良である。しかし、最も重要であるウランを海外からの輸入に頼らざるを得ない台湾にはそれは不可能で、調達国から秘密裏の活動が露見する可能性が高いことを台湾の事例は示している。

⁽⁹⁴⁾ Albright and Gay, "Taiwan: Nuclear Nightmare Averted," pp. 59-60; 張憲義は CIA の要員であったと疑われている人物で台湾の核開発を米国に暴露したとされている (松田「中台関係と国際安全保障——抑止・拡散防止・多国間安全保障協力」67 ページ)。

⁽⁹⁵⁾ 当該人物の情報によると、台湾はミサイル開発も同時に進めていたが困難に直面していた模様である。また、核開発・ミサイル開発に関与する台湾人科学者を海外から呼び戻そうとしていたことも判明した。なお、核開発に軍が関与することで、弾道ミサイル開発等の兵器運搬手段と、核分裂物質などの抽出・核爆発装置の製造という計画が統合される可能性があり、核兵器開発を進めている疑いが高いものと査察機関から判断される傾向にある。このような事例は、近年のイランによる核兵器開発疑惑の事例でもみられる。IAEA, *Implementation of the NPT Safeguards Agreement in the Islamic Republic of Iran, GOV/2006/15*, February 27, 2006, p. 8; Mark Fitzpatrick, "Iran's Pursuit of Nuclear Weapons," *The Nonproliferation Review*, Vol. 13, No. 3 (November 2006), pp. 528-530.

⁽⁹⁶⁾ Burr, ed., "New Archival Evidence on Taiwanese Nuclear Intentions, 1966-1976."

⁽⁹⁷⁾ Ibid.

(4) 米国との協力関係の重要性——米国の「核の傘」の安定化

台湾は中国核実験後に独立した抑止力を持たなければならないとの認識を持ち、米国のコミットメントが低下していくという環境の中で、中国との軍事ギャップを埋めることや、国際的な孤立からの脱却を目的として核開発を始めた。しかし、台湾は核兵器開発を押し進めるにはあまりにも脆弱であり、これには主に2つの理由が考えられる。

第1に、国民党が台湾に逃れて以来、台湾は軍事面でも経済面でも米国に依存することで成り立っていた。米国との幅広い協力関係を維持することが台湾生存の条件であり、核兵器開発を進めることはこれを失うことにつながりかねないとの認識があった。

この点については、米国による台湾への拡大抑止「核の傘」の機能に対する影響の点からも説明が可能であろう。米国は前述のとおり1974年まで台湾にも核兵器を配備していたし、中国が1964年に核保有した後も台湾へ侵攻していない事実を考えると米国の拡大抑止は機能していたと考えられる⁽⁹⁸⁾。しかし、米国はNATOや日本と同じような「核の傘」を台湾には提供していないと考えることもできるが、これは「核の傘」が持つ性格によるものである⁽⁹⁹⁾。「核の傘」を安定化させる第1の条件は、核戦争勃発の危険性を極小化すること、第2に、米国が同盟国を守るに当たって核兵器を使用することがないと中国が思い込まないよう米国と同盟国の関係を維持することがあげられる⁽¹⁰⁰⁾。

前者については地域の通常戦力バランス、この場合は台湾海峡の戦力バランスを保つこ

⁽⁹⁸⁾ 米国は中国との関係改善に着手して以来、中国への核兵器使用の威嚇、対中国の核態勢を明確にしてこなかったともいわれているが、前述した米国の対中国・台湾政策における「戦略的曖昧さ」が維持されていたという点や、2001年に国防総省が議会に提出した「核態勢見直し (Nuclear Posture Review)」においても、米国の核戦力が中国との衝突で利用されるというオプションも検討されており、米国の核兵器を含めた軍事力が一定の役割を果しているとも言えるであろう。戸崎洋史「米国の外交・安全保障政策における核兵器の役割」『米国の核政策および核軍縮・不拡散政策』(日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、2007年3月)、54ページ。Jeffrey Lewis, *The Minimum Means of Reprisal: China's Search for Security in the Nuclear Age* (Cambridge, MA: American Academy of Arts and Science, 2007), pp. 143, 205.

⁽⁹⁹⁾ 例えば、ソ連によるNATO侵攻に対処する際、米国は核兵器の使用も含むことをディーン・アチソン (Dean Acheson) 国務長官 (当時) は示唆した。日本に対しては1978年の「日米防衛協力のための指針」の中で、「米国は核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、来援し得るその他の兵力を保持する」と明記され核の拡大抑止が確認されている。また、2006年北朝鮮の核実験後には、コンドリーザ・ライス (Condoleezza Rice) 国務長官が麻生外相に対し核の拡大抑止を提供することを約束した。このような差異は、拡大抑止が一般的な抑止と異なり、供与国 (米国) の戦略的環境等を踏まえた判断に左右されるために、拡大抑止の一元化が妨げられるきらいがあるためである。ハロルド・ブラウン (Harold Brown) 元国防長官も、東アジアにおける抑止力の有効性については各国間で異なると述べている。中西輝政「拡大抑止——歴史の変遷とその本質」佐藤誠三郎編『東西関係の戦略論的分析』(日本国際問題研究所、1990年)、80ページ、小川伸一「『核の傘』の理論的検討」『国際政治』第90号 (1989年3月)、91~92ページ、川中子真「『核の傘』と日本——INF全廃とそれ以後」『国際政治』第90号 (1989年3月)、112ページ、『東アジア戦略概観2007』(防衛省防衛研究所、2007年)、256~257ページ。

⁽¹⁰⁰⁾ 小川「『核の傘』の理論的検討」97ページ。

とが重要である。米国からの台湾への武器支援は伝統的に大陸反攻を行うには不十分であったが、中国の脅威に対抗するには十分とされるものであった。通常戦争が勃発することで核戦争までエスカレーションするリスクも考えられることから、限定的とはいえ米国による武器支援は中台間の戦力バランス維持に貢献しているものであると言えよう。この意味では、中台の軍事バランスの維持は拡大抑止の安定化に寄与しているものと考えられる。

後者については、歴史的、民族的、経済的、科学技術等を含めた幅広い意味での信頼関係の維持・強化が必要となる⁽¹⁰¹⁾。米国が中国を意識した外交政策を取る中で、台湾が米国の反対を受けながら核開発を進めることは、米国との紐帯を更に弱める可能性があるとして台湾の指導者たちが考えていたことは既に触れたとおりである。従って、台湾は米国からの拡大抑止を安定化させる道を選び、そのために米台関係の不安定要因となる核兵器開発を放棄したと言えるであろう。

第 2 に、核兵器開発の鍵となる情報が最大の支援国であった米国に把握されていたことである。核兵器開発を行うためには、特に台湾のように自国の安全保障を同盟国からの支援に全面的に依存している状況においては、いかに同盟国に対してその秘匿性を維持しながら、核保有を既成事実化できるかが鍵であり、これが不可能ならば独自の核保有の実現は困難であることを台湾の事例は示している⁽¹⁰²⁾。

4 独立国家共同体 (CIS) 諸国の核兵器をめぐる対応

1991 年 12 月のソ連邦の崩壊により、領土内にソ連邦の核兵器が残されたロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシが核兵器保有国となった。これらの国々は、1991 年 12 月から 1992 年 2 月にかけて CIS の枠内で、核兵器分野における協力を目指した。このため、当初はロシアを中心として統合軍を創設し、CIS の戦略軍の下で、核兵器を一元管理する構想であった。しかしながら、CIS 統合軍構想は、CIS 諸国がそれぞれ独自軍を創設することを希望したため頓挫した。ロシアは、旧ソ連の核兵器の運用システムおよび維持に必要な技術を保有していることなどを理由に、ロシアが唯一の核兵器継承国となることを望み、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシはあくまでも一時的な核保有国とする

⁽¹⁰¹⁾ 川中子『『核の傘』と日本』115 ページ及び小川『『核の傘』の理論的検討』99 ページ。

⁽¹⁰²⁾ Yager, "Taiwan," p. 80. 台湾の核兵器開発の実態や目的については不明な点が多い。例えばいかなる核戦略に基づき、どの程度の核弾頭や核爆弾の保有を検討していたのか、実際に核兵器保有を目指していたのか、スウェーデンのように核兵器の製造能力があることを確認するが製造は行わない政策をとっていたのかについてである。実態解明には台湾側のさらなる資料公開が必要であろう。

いう形で旧ソ連の核管理を進めようとした⁽¹⁰³⁾。

一方、このロシアの思惑に対し、当初からロシア案に反対を表明していたカザフスタンに加え、ウクライナおよびベラルーシもソ連の核の継承国であるとして、1992年4月11日に「3国宣言」を行った。ロシアはこのような動きに対して抵抗を示したが、米国はこれを支持し、3国は核兵器保有国として、米国との核の交渉権を獲得することとなった⁽¹⁰⁴⁾。これによって、核兵器は新興国家の安定化のための外交カードとして利用されることとなった⁽¹⁰⁵⁾。1992年5月23日、戦略兵器削減条約（START）Iが、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタンと米国との間で「START I 議定書」（以下「リスボン議定書」という。）の調印という形で仕切り直され、4カ国はSTART Iの義務を履行し、同条約を批准すること、ロシア以外の3カ国は可能な限り早い時期に非核兵器国としてNPTに加入することが約束された⁽¹⁰⁶⁾。旧ソ連の戦略核兵器をめぐる交渉の結果、最終的にロシアがCIS内の唯一の核継承国となり、ロシア以外の国は非核兵器国への道が選択されることとなった。しかし、核放棄への動きの中でウクライナ、カザフスタン、ベラルーシの3カ国は核兵器をバーゲニング・チップとして米露より「核の傘」の提供を引き出した。

本節では、旧ソ連の核兵器の相続人となりながら非核兵器国への道を選択したウクライナ、カザフスタン、ベラルーシの核兵器放棄への経緯を概観する。その上で、ソ連崩壊後、CIS諸国がどのようにして核の脅威に対応しているのかについて検討する。

(1) 旧ソ連の戦略核兵器の法的相続人

ア ウクライナ

ソ連崩壊時、ウクライナは旧ソ連の大陸間弾道ミサイル（ICBM）176基および核弾頭1,656発、爆撃機30機を保有しており、数字の上では世界第3位の核保有国となった⁽¹⁰⁷⁾。また、ウクライナ領内には旧ソ連軍の戦略ロケット軍2個師団が存在していた⁽¹⁰⁸⁾。さらに、技術面においても、ウクライナ領内には旧ソ連の核兵器工場が存在しており、核兵器技術

⁽¹⁰³⁾ 末澤恵美「ウクライナの核廃絶」『スラブ研究センター研究報告シリーズ』No. 68（2000年）、3～5ページ。

⁽¹⁰⁴⁾ Nikolai Sokov, *Russian Strategic Modernization* (New York: Rowman & Littlefield, 2000), p. 100.

⁽¹⁰⁵⁾ *Ibid.*, p. 97.

⁽¹⁰⁶⁾ 1992年5月にカザフスタン、1992年10月に米国、11月にロシア、1993年2月にベラルーシが批准。佐瀬昌盛「第6章 軍備管理・軍縮」防衛大学校安全保障研究会編著『安全保障学入門』（亜紀書房、2003年）、138ページ。

⁽¹⁰⁷⁾ Les Aspin, "Talking Sense to Ukraine," *New York Times*, Jun 21, 1993, p. A.18.

⁽¹⁰⁸⁾ Denis Rafeenko, "Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy (1991年から1996年のウクライナにおける対外政策の核のファクター)," *Belorusskiy Zhurnal mezhdru Narodnogo Prana i mezhdru Narodnykh Otmosheniy*, No. 3 (2004) <<http://evolutio.info/index2.php?option=content&task=view&id=701&pop=1&page=0&Itemid=55>>, accessed on March 10, 2007.

者も有していた⁽¹⁰⁹⁾。そのため、ウクライナは、ロシアを除く核兵器の継承国の中で、能力的には独自で核兵器を保有する可能性が最も高かった。

START I の準備段階において、チェルノブイリ原発事故の経験もあり、非核化への動きに積極的であったウクライナはロシアをソ連の核の継承国とし、米国との START I の交渉に臨むことに賛同していた⁽¹¹⁰⁾。しかし、1992 年 3 月には一転して、核兵器を保有する 4 カ国全てが START I へ参加することを求めた。この背景には、両国の間でクリミア半島の所有問題や資産分割をはじめとした問題があり、さらにウクライナのロシアに対する歴史的な不信感があったためであると言われている⁽¹¹¹⁾。また、軍人を中心に、ウクライナが核兵器を必要としないという安全保障上の担保が得られるまで核兵力を保有し続けるべきだとの意見も根強かった⁽¹¹²⁾。これを裏付けるように、ウクライナは自国に対してロシアの核が使用されないようにするため、ロシアが管理する核発射統制システムのコントロール装置の一部をウクライナに設置することをロシアに求めた。さらに、ウクライナに所在する戦略ロケット軍の兵士をすべてウクライナ軍人に置き換えることを要求した⁽¹¹³⁾。

こうした動きにもかかわらず、1992 年 10 月 24 日、ウクライナ議会は非核兵器国となることを選択し、NPT 条約に加盟することを決議した。一方、ウクライナは NPT の批准にあたり米露に対して自国の安全保障の担保を強く求めた⁽¹¹⁴⁾。この交渉は難航し、1993 年 2 月までにウクライナを除く当事国が START I を批准したにもかかわらず、ウクライナはロシアが不安定な間は核兵器を廃棄することは危険であるという理由でこれを保留した。ロシアはウクライナの NPT 加入を START I 批准交換の条件としていたため、START I は発効されなかった。このウクライナの態度は、ロシアのみならず国際社会からも批判を浴びることとなった⁽¹¹⁵⁾。

NATO はこのようなウクライナの態度に対し、「平和のパートナーシップ」からの除名という圧力をかけた⁽¹¹⁶⁾。西側による積極的な働きかけにより、1994 年 1 月 14 日、モスクワでビル・クリントン (William J. “Bill” Clinton)、ボリス・エリツィン (Boris Yeltsin)、レオ

⁽¹⁰⁹⁾ William H. Kincade, “Nuclear Weapons in Ukraine: Hollow Threat, Wasting Asset,” *Arms Control Today*, Vol. 23, No. 6 (Jul 1993), pp. 13-18.

⁽¹¹⁰⁾ 末澤恵美「第 6 章ロシアの対ウクライナ、ベラルーシ外交」松井弘明編『9・11 事件以後のロシア外交の新展開』(日本国際問題研究所、2003 年)、152 ページ。

⁽¹¹¹⁾ Kincade, “Nuclear Weapons in Ukraine: Hollow Threat, Wasting Asset,” pp. 13-18.

⁽¹¹²⁾ Rafeenko, “Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy.” これを「歴史的に対露警戒心の強いウクライナは軍事・経済の両面で自国の核兵器を対外的に高くうりつけることに腐心した」結果と取る分析もある。佐瀬「軍備管理・軍縮」138 ページ。

⁽¹¹³⁾ Rafeenko, “Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy.”

⁽¹¹⁴⁾ Sokov, *Russian Strategic Modernization*, pp. 107-108.

⁽¹¹⁵⁾ 1992 年 5 月にカザフスタン、1992 年 10 月に米国、11 月にロシア、1993 年 2 月にベラルーシが批准。

⁽¹¹⁶⁾ Rafeenko, “Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy.”

ニド・クラフチュク (Leonid Kravchuk) 大統領による「3 カ国声明 (Tryokhstoronnee Zayavlenie)」が出され、ウクライナは非核兵器国としての NPT 早期加入と全ての核弾頭の 7 年以内 (可能であれば 3 年以内) のロシア領内への移送を約束した。この結果、ウクライナは米露から安全の保障という大きな担保を得るとともに、解体された核弾頭に使用されていた濃縮ウランおよびプルトニウムに対する補償も取り付けた⁽¹¹⁷⁾。1994 年 12 月 5 日、ヨーロッパ安全保障協力会議 (CSCE) のブタペスト・サミットにおいて、ロシア、米国、イギリス、フランス、中国がウクライナの安全を保障する「覚書」に調印し、これによりウクライナの「NPT 加入に関する法」が発効した。その結果、ロシアが批准書への交換に応じ、START I はようやく発効することとなった⁽¹¹⁸⁾。1996 年 6 月 2 日には、戦術核兵器のロシアへの移送が完了し、ウクライナは非核兵器国となった⁽¹¹⁹⁾。1998 年からは、44 機の戦略爆撃機、46 基の ICBM SS-24 用サイロの破棄が始まり、1999 年 2 月にはウクライナに所在した 130 基の ICBM SS-19 の廃棄が完了した⁽¹²⁰⁾。また、残りの戦略核兵器に関しては、1999 年 10 月、ロシアがウクライナに対する債務 2 億 8,500 万ドルの代償として、戦略爆撃機 Tu-160 ブラックジャックを 8 機、戦略爆撃機 Tu-95 ベアを 3 機および空対地ミサイルを最大 600 基購入することとなった⁽¹²¹⁾。

この核兵器廃棄へ向けた一連の交渉の中で、ウクライナは米国と安全保障面での関係を拡大し、NATO と「特別な関係」を構築していく。1997 年 7 月の NATO マドリード・サミットの席において「ウクライナと NATO の特別なパートナーシップに関する憲章」が結ばれ、この「憲章」の内容を実行するために「ウクライナ=NATO 委員会」が設置された。これによって、ウクライナが自国の安全保障に脅威を感じた場合には、常時 NATO と協議し得るメカニズムが整えられた⁽¹²²⁾。また、そのほかに米国からナン・ルーガー・プログラムの枠内で、3 億 5,000 万ドルの援助がなされることになった⁽¹²³⁾。

一方、ロシアは、黒海艦隊に関する合意が「友好条約」締結の条件であり、これらの文書をワンセットとみなす立場から、ウクライナ議会の黒海艦隊協定未批准を理由に「友好条約」の批准を先送りした。これに対してウクライナ議会は、「友好条約」批准を黒海艦隊協定批准の条件としていたため、両国の間で並行線が続き「友好条約」の発効は調印から

(117) 補償として、濃縮ウランとプルトニウムはウクライナに返却されるか、もしくはその代償が払われる。末澤「ウクライナの核廃絶」6 ページ。

(118) 同上、7～11 ページ。

(119) Rafeenko, "Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy."

(120) Institute for Defense & Disarmament Studies (IDDS), "Strategic Arms Reduction Treaty: START I," <<http://www.idds.org/issNucTreatiesSTART.html>>, accessed on January 16, 2007.

(121) Ibid.

(122) 末澤「ロシアの対ウクライナ、ベラルーシ外交」152～157 ページ。

(123) Rafeenko, "Yadernyy Faktor vo Vneshney Politike Ukrainy 1991-1996 ggy."

2 年後の 1999 年 4 月まで待たねばならなかった。その間、ウクライナの NATO 接近は続いた。2002 年 5 月 23 日、大統領直属の機関であるウクライナ国家安全保障・防衛評議会が『ウクライナ=NATO 憲章』の調印から 5 年が経過し、新しい協力の形態が必要になった」として、NATO 加盟を最終目的とする「ウクライナ=NATO 関係の戦略」に関する決定を採択した。NATO 加盟についてウクライナは明言を避けているが、NATO との可能な限りの関係強化を目指していると考えられる⁽¹²⁴⁾。

ウクライナは、技術上核保有が不可能な状態ではなかったが、チェルノブイリの歴史的経験および運用上の問題、並びに米露からの外交圧力により核の廃棄を選択した。しかし、その一方、核兵器の廃棄への補償として安全保障措置と経済支援を米露より獲得した。また、NATO への接近を果たし、二重の「核の傘」の保障と EU への加盟への可能性という経済利益を得ることに成功したのである。

イ カザフスタン

ソ連崩壊時、カザフスタン領内には、ウクライナよりも若干少ないとはいえ、ICBM100 基以上、核弾頭 1,040 発、爆撃機約 40 機が残された⁽¹²⁵⁾。また、旧ソ連の宇宙実験場の存在もあり、ヌルスルタン・ナザルバエフ (Nursultan Nazarbaev) 大統領はカザフスタンが核クラブへの資格要件を満たしていると主張した⁽¹²⁶⁾。カザフスタンはソ連の核の継承国として当初より START I に臨むことを求め、米国との核の交渉権を得た。米露双方から核を含めた安全保障の担保を獲得することを目指していたカザフスタンは、NPT への参加を外交カードとして使用し、核兵器撤廃の意志を示さなかった⁽¹²⁷⁾。そのため、ユーラシア大陸における核拡散を懸念する米国は、この問題に積極的に関与し交渉を重ねた⁽¹²⁸⁾。その結果、1992 年 5 月のリスボン議定書で核拡散防止・解体・撤去に関して合意され、この問題は一旦解決したかに見えた。

しかし、その後、1993 年にウォレン・クリストファー (Warren Christopher) 米務長官がカザフスタンを訪問した際に、カザフスタンは NPT への調印を再度拒否した。カザフスタンは自国領内での核兵器の留保という核のオプションを米国に提案するが、米国はこれを認めなかった⁽¹²⁹⁾。その後、1993 年 12 月 25 日、カザフスタンは、核の放棄の代償とし

⁽¹²⁴⁾ 末澤「ロシアの対ウクライナ、ベラルーシ外交」152 ページ。

⁽¹²⁵⁾ “Strategic Nuclear Forces of the United States and the Commonwealth of Independent States,” *Arms Control Today*, Vol. 23, No. 4 (May 1993), p. 29. Richard L. Berke, “Prodded by Gore, Kazakhstan Signs Arms Accord,” *The New York Times*, December 14, 1993, p. A15.

⁽¹²⁶⁾ Sokov, *Russian Strategic Modernization*, p. 108.

⁽¹²⁷⁾ *Ibid.*, p. 97.

⁽¹²⁸⁾ *Ibid.*, p. 99.

⁽¹²⁹⁾ *Ibid.*, p. 109.

てエネルギー面での協力をロシアから獲得し⁽¹³⁰⁾、1994年2月14日、非核兵器国としてNPT加盟に同意した。さらに、同日、米国と「民主的パートナーシップ憲章」を調印し、米国から核の廃棄の支援および安全の保障を獲得した⁽¹³¹⁾。1995年4月24日までにすべての核弾頭が破棄され、1995年5月24日、カザフスタンは非核兵器国となった。また、1996年夏、ロシア軍が最後のサイロを破壊し、1996年末には、カザフスタンはSTART Iの義務を果たした。パートナーシップ憲章締結直後に、米英との地域的不可侵条約締結の提案が米国のウィリアム・ペリー（William J. Perry）国防長官からあったが、すでにCIS集団安全保障条約（CSTO）に加盟していたカザフスタンは、この提案を受け入れず、ロシアの「核の傘」を選択したのである⁽¹³²⁾。

イ ベラルーシ

核政策に関し、ウクライナ、カザフスタンと対照的な行動を取ったのがベラルーシであった。ベラルーシは、核兵器の交渉にあたり前述のどの国よりもロシアに協力的に行動し、非核化を受け入れた⁽¹³³⁾。1992年4月にSTART Iに調印した後、1993年2月4日にはSTART Iを批准、1993年7月22日には非核兵器国としてNPTへ同意した⁽¹³⁴⁾。また、START I条約において、2001年12月5日までにロシア連邦領内へ引揚げ予定であったICBM RS-12M トーポリを、期限よりも5年も早い1996年11月27日には移送を完了し、この時点で非核兵器国となった⁽¹³⁵⁾。

ベラルーシは、政策的にもCIS諸国の中でも最も親露的であった。1994年に親露派のア

⁽¹³⁰⁾ “Soglashenie Mezhdru Pravitel'stvom Rossiyskoy Federatsii i Pravitel'stvom Respubliki Kazakhstan o Sotrudnichestve i Razvitii Toplivno-energeticheskikh Kompleksov (燃料・エネルギー産業複合体の協力と発展のロシア連邦およびカザフスタン政府間協定),” *Yur Tsentr* <<http://www.spbpravo.ru/abro.php?id=8610>>, accessed on June 18, 2007.

⁽¹³¹⁾ ジェームズ・A・ペーカー『シャトル外交——激動の4年 下巻』仙名紀訳（新潮社、1997年）、645～660ページ。ヌルスルタン・ナザルバエフ『我々の家ユーラシア』下斗米伸夫監訳（NHK出版、1999年）、52～58ページ。湯浅剛「中央アジア諸国の対外政策の新たな展開——カザフスタンを事例として」『中央アジアをめぐる新たな国勢情勢の展開』平成14年度外務省委託研究報告書（日本国際問題研究所、2003年）、79～81ページ。

⁽¹³²⁾ 湯浅「中央アジア諸国の対外政策の新たな展開」81ページ。ナザルバエフ『我々の家ユーラシア』138～145ページ。

⁽¹³³⁾ Nikolay Poroskov, “Posledniy Argument Generalob,” *Voenno-promyshlenny Kur'er (VPK)*, No. 27 (2006) <http://www.vpk-news.ru/print.asp?pr_sign=archive.2006.143.articles.army_04>, accessed on November 15, 2007.

⁽¹³⁴⁾ IDDS, “Strategic Arms Reduction Treaty.”

⁽¹³⁵⁾ 1993年3月26日、非核国となることでベラルーシは米国とイギリスから安全の保証も獲得している。“Desyataya Godovshchina Vyvoda Posledney Yadernoy Rakety s Territorii Belarusi (ベラルーシ領内からの最後の核ミサイル撤収10周年),” *Ministry of Defence of the Republic of Belarus* (November 27, 2006) <http://www.mod.mil.by/archiv/data/2006/11/27_11_2006.html>, accessed on August 5, 2007. IDDS, “Strategic Arms Reduction Treaty.”

アレクサンドル・ルカシェンコ (Alexander Lukashenko) が大統領となつてからは、1994 年 4 月の「共同体創設条約」、1997 年 4 月の「国家連合条約」、1997 年 5 月の「国家連合憲章」を経て、2000 年 1 月 26 日には「連合国家創設条約」が締結され、段階的にロシアとの統合化が進められている。それに伴い、両国の安全保障上の結束は、さらに強いものになってきているといえる。ルカシェンコ大統領はその強権的な政治体質のため、欧米諸国から「欧州最後の独裁者」とさえ呼ばれており⁽¹³⁶⁾、政権に対し強い批判がなされている。そのため、西側の政治介入に強い懸念を抱いているベラルーシは、核兵器に対する関心も高い。ベラルーシとロシアの連合化が進めば、今後、ベラルーシがロシアの核兵器の自国への配備を要請する可能性も否定できない。2004 年、ベラルーシ国防省は、地下 30 メートルの深さのあるトーポリ (SS-25 Sickle) 79 基用の発射塔が、破壊のための有効な手段がないため未だに廃棄されていないと発表している⁽¹³⁷⁾。ベラルーシ領内には、戦略核兵器のミサイル発射台が残されたままになっており、今後ベラルーシにおいて、再度核兵器が配備される可能性も否定できない。

(2) CIS の核政策

ア ロシアの「核の傘」

旧ソ連の核兵器の取り扱いをめぐり、1991 年 12 月 21 日には『核兵器の共同措置に関する協定 (Soglashenie o Sovmestnykh Merakh v Otnoshenii Yadernogo Oruzhiya)』が、1991 年 12 月 30 日『戦略戦力に関する CIS 間協定 (Soglashenie Mezhdru Gosudarstvami- uchastnikami Sodruzhestva Nezavisimyykh Gosudarstv po Strategicheskim Silam)』が、1992 年 2 月 14 日には『戦略戦力の地位に関する CIS 間協定 (Sograshenie Mezhdru Gosudarstvami-uchastnikami Sodruzhestva Nezavisimyykh Gosudarstv o Statuse Strategicheskikh sil)』が、CIS 国家間で結ばれた。これらの協定により、旧ソ連の核兵器は、CIS の全加盟国の集団安全保障を保証するものであると規定され、CIS 諸国は共同で核政策を策定するとされた。また、CIS 加盟国は相互に非核地帯創設の意向を尊重し、最終的には核兵器の廃絶を目指すこととされた。しかし、CIS 統一軍を創設し、旧ソ連の核兵器をすべて CIS 統一軍の戦略司令官の下に置くという案は、前述したとおり実行されることなく終わった⁽¹³⁸⁾。

現在 CIS 内では、統一軍に代わり安全保障条約機構 (CSTO) が創設されている。CSTO は、1992 年 5 月 15 日にウズベキスタンのタシケントでロシア、カザフスタン、ウズベキ

⁽¹³⁶⁾ 末澤「ロシアの対ウクライナ、ベラルーシ外交」165～168 ページ。

⁽¹³⁷⁾ IDDS, “Strategic Arms Reduction Treaty.”

⁽¹³⁸⁾ I. Lyutov, “SNG; Problem Sodruzhestva i Kollektivnaya Bezopasnosti (CIS: 協力問題と集団安全保障),” *Haslegie* <http://www.nasledie.ru/politvne/18_20/article.php?art=73>, accessed on May 18, 2007.

スタン、タジキスタン、キルギス、アルメニアの6カ国によって締結された政治・軍事同盟である⁽¹³⁹⁾。1993年には、ベラルーシ、アゼルバイジャン、グルジアが加盟したが、当初の条約の有効期限である5カ年が終了した後、1999年4月アゼルバイジャン、グルジア、ウズベキスタンが脱退した。しかし、その後、2006年6月にウズベキスタンが再加入し、現在アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、ウズベキスタンの7カ国が加入している。

このCSTO加盟国に対し、『CIS 集団安全保障条約概念』において「ロシアの軍事ドクトリンに基づき、ロシア連邦の戦略核戦力は加盟国に対する侵略の実行の可能性がある企てへの抑止機能を行う」とあるように、ロシアは核の保障を制度化している⁽¹⁴⁰⁾。また、ロシア側は『国家安全保障概念』で、「ロシアおよびその同盟国に対する核兵器の使用も含めたあらゆる大規模な侵略の未然防止のための抑止を行う⁽¹⁴¹⁾」と、同盟国に対する侵略を防止するためのロシアによる核の使用を規定している。さらに『ロシア連邦軍事ドクトリン』（以下「軍事ドクトリン」という。）においては、「ロシア連邦およびその同盟諸国に対して、核およびその他の種類の大量破壊兵器が使用された場合の報復として⁽¹⁴²⁾」、同盟国に対し、核兵器のほか、大量破壊兵器が使用された場合においても核兵器を使用することが明文化されている。

ワルシャワ条約機構におけるソ連の核の拡大抑止は、ブレジネフの先行不使用宣言のように核兵器を使用しないという宣言がなされることがあっても、それを「使用する」と明示的に宣言することは稀であった。しかし、ロシアによるCSTOに対する「核の傘」は、核兵器の「使用」が宣言されるとともに使用条件が軍事ドクトリンといった制度によって定式化されている。さらに、次項で述べるが、ロシアの拡大抑止を受ける同盟国がロシアの核防護システムの一翼を担当する統合防空システムを構成するという特徴もある。

イ CIS の統合防空システム

統合防空システムは、1995年2月10日、カザフスタン共和国のアルマトゥイで集団安

⁽¹³⁹⁾ ナザルバエフ『激動の10年』140～145ページ。

⁽¹⁴⁰⁾ “Kontseptsiya Kollektivnoy Bezopasnosti gosudarstv- uchastnikov Dogovora o Kollektivnoy Bezopasnosti (CIS 集団安全保障条約概念),” *Ofitsial'noe Internet-predsmavitel' ODKB*, February 10, 1995, <<http://www.mamf.ru/odkb/jubilee/index.htm>>, accessed on September 20, 2007.

⁽¹⁴¹⁾ 1997年12月および2000年1月発効の「国家安全保障概念」の両文書に記載あり。“O Kontseptsii Natsional'noy Bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii (ロシア連邦国家安全保障概念),” *Sovet Bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii*, January 10, 2000, <<http://www.scrf.gov.ru/documents/1.html>>, accessed on September 18, 2007.

⁽¹⁴²⁾ “Voennaya Doktrina Rossiyskoy Federatsii (ロシア連邦軍事ドクトリン),” *Sovet Bezopasnosti Rossiyskoy Federatsii*, April 21, 2000, <<http://www.scrf.gov.ru/documents/33.html>>, accessed on September 18, 2007.

全保障条約の枠内で創設された防空組織であり⁽¹⁴³⁾、地上式発射ミサイルおよび航空部隊により CIS 領内の防空網を構成する⁽¹⁴⁴⁾。加盟国は、アルメニア、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ウクライナの 10 カ国となっている。統合防空システムは 4 個防空旅団、地上発射式ミサイル S-125、S-75、S-200 および S-300 システムを保有する 9 個地上発射式ミサイル部隊、戦闘機 MiG-23、MiG-29、MiG-31 および Su-27 を装備する 22 個の戦闘航空隊、19 個の無線技術部隊および 2 個の無線部隊で編成される⁽¹⁴⁵⁾。1996 年 9 月からは、「戦闘当直」と呼ばれる加盟国による実戦配備が開始されており⁽¹⁴⁶⁾、また、1998 年 9 月から毎年、「戦闘協力」との名称で共同防空部隊演習を行っている。統合防空システムは全 CIS 諸国に対し開かれたものとなっているが、実際に活動しているのは加盟国の中でもアルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、ウズベキスタンという CSTO 加盟国であり、1997 年からは、統合防空システムのいかなるプログラムにもグルジアおよびトルクメニスタンは参加していない⁽¹⁴⁷⁾。

CIS 国防相会議議長のアレクサンドル・シナイスキー (Aleksandr Sinayskiy) は、統合防空システムに関して、「CIS のノルマ的および権利的な基礎」であると発言している⁽¹⁴⁸⁾。すなわち、統合防空システムは CIS 諸国の安全保障にとって自国を守るための権利である反面、CIS における安全保障を享受するためのノルマとしての意味合いがあるということである⁽¹⁴⁹⁾。旧ソ連軍がミサイル防衛システムを保有していたことは秘密ではないが、その多くの施設および部隊がソ連の国境地帯の国々である現在のロシア外縁の CIS 諸国に配備されていた。しかし、ソ連崩壊後その多くが廃止されたため、ロシアは宇宙軍が任務を担当している防空ミサイル施設以外の大部分の防空能力を失った⁽¹⁵⁰⁾。また、旧ワルシャワ条

⁽¹⁴³⁾ CIS 安全保障条約国防相会議議長アレクサンドル・シナイスキー (Aleksandr Sinayskiy) のインタビュー記事。Oleg Gorupay, "Obshchiy Prioritet-Bezopasnost' (基本的なプライオリティ)," *Krasnaya zvezda*, February 13, 2007, <http://www.redstar.ru/2007/02/13_02/3_04.html>, accessed on March 6, 2007.

⁽¹⁴⁴⁾ ロシア連邦軍空軍総司令官アイテチ・ビジェフ (Aytech Bizhev) 中將のインタビュー記事。Oleg Falichev, Vladimir Drik, "Na Strazhe Interesov Sodruzhestva (共同の利益の警護)," *BPK*, No. 5 (2005) <http://www.vpk-news.ru/article.asp?pr_sign=archive.2005.72.articles.army_04>, accessed on November 12, 2007.

⁽¹⁴⁵⁾ Ibid.

⁽¹⁴⁶⁾ アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、ウズベキスタンの 6 カ国が実戦配備についている。Gorupay, "Obshchiy Prioritet-Bezopasnost'," *Krasnaya zvezda*, February 13, 2007, <http://www.redstar.ru/2007/02/13_02/3_04.html>, accessed on June 2, 2007.

⁽¹⁴⁷⁾ Bizhev, "Na Strazhe Interesov Sodruzhestva."

⁽¹⁴⁸⁾ Gorupay, "Obshchiy Prioritet-Bezopasnost'."

⁽¹⁴⁹⁾ Ol'ga Kolesnichenko, "Energeticheskaya Voyna i Dipromachiya (エネルギー戦争と外交)," *VPK*, No. 24 (2007) <http://www.vpk-news.ru/print.asp?pr_sign=archive.2007.190.articles.conception_01>, accessed on August 10, 2007.

⁽¹⁵⁰⁾ ミサイル・宇宙防衛システム導入局局長セルゲイ・グセフ (Sergey Nikolaevich Gusev) 大佐の

約機構加盟国の NATO への加盟は、ロシアの核のバッファー・ゾーンも同時に失わせることになった。これらの事実から考察すると、明文化されたものはないが、CSTO 加盟国および CIS 内にある統合防空システムがその失われた機能を補完していると考えられる。

近年のロシアにおける核戦力の意義の高まりに連動し、CIS の統合防空システムもロシアを中心として強化が図られている。2000 年 3 月には、「戦闘当直」に対し空領域の保安任務が付与された。また、統合防空システムを東欧、中央アジア、カザフスタンの 3 正面で新たに展開する構想もある。ロシアとベラルーシはすでに統一の地域防空システム創設に関する文書に同意し、共同の防空活動を行っている。CSTO 加盟国はロシア連邦共和国を取り囲むように位置し、ロシアによる「核の傘」の保証を得る代わりに、ロシアの核防衛システムの外縁を担当する防護壁の役割を担当していると言えよう。

ウ CIS の戦術核兵器

旧ソ連の戦術核兵器は 1989 年にワルシャワ条約機構領内からソ連への移送が開始され、ソ連崩壊後は、1996 年に CIS 諸国領内のすべての戦術核兵器がロシアに移送された⁽¹⁵¹⁾。現在、これらはロシア連邦軍参謀本部 12 総局の兵器庫内にあり、ロシア領内においても地上発射式の戦術核兵器は配備されていない⁽¹⁵²⁾。しかし、NATO 拡大の進展に伴い、CSTO と NATO 間の通常戦力のギャップが拡大しており、この通常戦力における劣勢を補うために、戦術核兵器の再配備が検討されている。特にロシアが懸念するのは、カリニングラードの飛び地であり、ここにおける戦術核兵器の配備の必要性が議論されている⁽¹⁵³⁾。

また、CIS 諸国の中には、ベラルーシ、カザフスタンといった西側から「独裁国家」と名指しされる国家が存在し、西側に対して強い脅威を抱いている。それらの国の中には、ロシアの戦術核兵器の自国への再配備を希望する国も出てきている。例えば、ベラルーシのルカシェンコ大統領は、露・ベラルーシ共同軍事演習「連合の盾 2006」において、ロシアとベラルーシの連合国家に対しての脅威があった場合、戦術核兵器の使用を放棄したわ

インタビュー記事。Sergey Gusev, “RKO Vsegda Nadezhda (ミサイル・宇宙システムは常に期待されている),” *Krasnaya zvezda*, October 4, 2007, <http://www.redstar.ru/2007/10/04_10/5_03.html>, accessed on November 7, 2007.

⁽¹⁵¹⁾ ウクライナ以外の CIS 諸国は 1993 年に戦術核兵器をすべてロシアに移送している。

⁽¹⁵²⁾ Dmitriy Litovkin, “Sotrudnichestvo 12-go Glavnogo Upravleniya Ministerstva Oborony RF i Ministerstva Ovorony SShA po Programme Covmestnogo Umen'sheniya Ugrozy (脅威の共同削減プログラムのロシア連邦国防省 12 総局と米国防総省の協力),” *Nauchnye Zapiski*, No. 13 (PIR Center, 2000) <<http://pircenter.org/board/article.php3?artid=201>>, accessed on May 25, 2007.

⁽¹⁵³⁾ Nikolay Poroskov, “Tema Takticheskogo yadernogo oruzhiya budet podnimat'sya eshche ne raz (戦術核兵器のテーマは 1 度ならず取り上げられる),” *VPK*, No. 27 (2006) <http://www.vpk-news.ru/print.asp?pr_sign=archive.2006.143.articles.army_04>, accessed on June 19, 2006.

けではないと発言し、ベラルーシ領内での戦術核兵器の配備を匂わせた⁽¹⁵⁴⁾。また、「連合の盾 2006」には戦略爆撃機 TU-160 および早期警戒機 A-50 が参加し、核兵器の使用を想定したと推測される訓練が行われるなど⁽¹⁵⁵⁾、ロシアとベラルーシの間で核兵器をめぐる協力関係が強まっていると考えられる。

(3) CIS の核政策とロシアの「核の傘」

当初、ロシアは、CIS 統合軍を創設し、その戦略軍の下で核兵器を一元的に管理することによって、CIS 核保有国と核兵器のシェアリングを図ろうとした。しかし、各国が独自軍の創設に踏み切ったため、CIS の核政策は、ロシアの「核の傘」による集団安全保障体制へと構想が転換された。しかし、それはワルシャワ条約機構におけるソ連とその同盟国における「核の傘」の関係とは大きく異なっている。核の使用が明文化されていなかったワルシャワ条約機構におけるソ連の「核の傘」に比して、ロシアが提供する「核の傘」においては、核が単に抑止力としてではなく兵器としてその使用が明言されている。また、使用に関しても定式化されている。一方、加盟国はロシアの「核の傘」を保証される代わりに、ロシアを中心とした防空システム網の外縁を担当するロシアの核に対する防護壁の役割を担うという義務を負うことになっている。

1999 年春のコソボ危機の経験により、ベラルーシやカザフスタンなど、西側に独裁国と名指しされる国家は、自国の体制維持を保障する手段として核に対する関心を強めている。一方、国際的にテロの脅威が高まっており、核兵器によるテロを受ける可能性も否定できないため、CIS 諸国の一部においてロシアの拡大抑止に対する依存が高まっている。こうした背景から、2006 年にはウズベキスタンが CSTO に再加盟し、また、ウクライナも 2007 年からロシアと防空システムの共同演習を再開している。CIS 諸国の核兵器による拡大抑止の必要性に対する認識が高まるにつれて、ロシアの「核の傘」は拡大の傾向を見せている。

おわりに

核兵器が国際政治において大きな役割を果たしていることは誰もが認めるところであろう。また、国家の死活的な国益が自国の生存にあるとすれば、核兵器をめぐる問題はそれに直接関わる問題であり、それゆえ核戦略は冷戦期の安全保障研究の中心的な課題とされ

⁽¹⁵⁴⁾ ロシア側はベラルーシにおける戦術核兵器の配備を否定している。Ibid.

⁽¹⁵⁵⁾ Igor' Plugataryov, "Antinf tovskiy shchit (対 NATO の盾)," *Nezavisimoe Boennoe Obozrenie* (June 16, 2006) <http://nvo.ng.ru/forces/2006-06-16/1_shield.html>, accessed on June 21, 2006.

てきた。核兵器は21世紀において冷戦期ほどの重要性は失ったと考えられるものの、核兵器のもたらす脅威にいかに対応するか、という問題は国際政治において最も重要な課題の1つであり続けている。

こうした問題意識を前提に、本稿では自国で十分な核戦力を保持する米国とロシア以外の国家（地域）が、核兵器の脅威に対していかに対処したのか、という点に着目した。イギリスの事例は、同盟国からの拡大抑止が必ずしも独自の核武装を抑制する要因にならないことを示している。むしろ、イギリスは冷戦期には独自の核兵器を米国の拡大抑止を強化する手段とみなして重視する一方、冷戦後においても不確定な脅威に備えるために核戦力の保有を続けると宣言しており、独自の核戦略を有することが自国の安全保障を高めると考えている。

他方、スウェーデンと台湾は、イギリスと同じように米国による拡大抑止に期待しながらも、独自の核保有を目指したが、それを途中で断念したケースである。この判断の背後には、本稿で指摘されているように、「核の傘」を強化する措置の効果や核兵器の取得する上での政治的・経済的コストの高さなどがあるが、イギリスとは対照的な選択を行った事例として着目すべきであろう。

最後に、CISの核政策は、独立後にソ連という拡大抑止を提供する後ろ盾を失った旧ソ連諸国が、冷戦後の世界においてどのように核の脅威に対処しているかを示している。特に、CIS諸国がロシアに対して防空システムの外縁としての役割を果たし、その見返りとしてロシアから「核の傘」の提供を受けている。また、CISでは権威主義的な国家が増加しており、西欧諸国から民主化に向けて圧力を受けていると感じている国家も少なくない。そのため、一部の国家は自国の体制維持のためにもロシアの「核の傘」の下に入ることに積極的な意義を見出しており、今後もロシアの拡大抑止を確保するための努力を続けていくと考えられる。

以上のように、異なる戦略環境に置かれた国家（地域）による核兵器をめぐる決断の背景を明らかにするために、本稿では日本において先行研究がほとんど存在しない事例である、台湾、スウェーデン、CIS諸国の核政策を取り上げた。しかし、これらの事例は必ずしも網羅的ではなく、各国家の核政策とその選択の背景を明らかにするには、核兵器国・非核兵器国を問わず、より多くの事例を含めた比較研究が不可欠であることは論を俟たない。特に、少数の国家が核武装の道を選んだ一方で、多数の国家が非核の選択を行っている背景を明らかにしておくことは、日本の政策の合理性を説明する上でも極めて重要である。核兵器の脅威に直面しても全ての国家が核兵器の保有を目指すわけではないという状況は「核拡散のパズル」と言われ、欧米ではこのパズルの原因を明らかにする観点から複

数の国家を対象とした事例研究が行われている⁽¹⁵⁶⁾。

現在、日本周辺では北朝鮮が核開発を進めており、北朝鮮の核保有を阻止するための努力が続けられている。北朝鮮の核保有がもたらす否定的な影響の 1 つとして、日本の核武装とそれを契機とするアジアにおける連鎖的な核拡散の可能性が懸念されている⁽¹⁵⁷⁾。しかし、日本国内においては核武装の選択肢は必ずしも合理的と考えられておらず、そうした政策が積極的な支持を受ける状況にはない。とはいえ、海外を中心にそうした懸念が存在する以上、日本が非核の選択を行っている現状の合理性を対外的に説明する必要があり、そのためにも日本においてもこの分野のさらなる研究が行われることが期待される。

(つかもとかつや 研究部第 1 室主任研究官)

(くどうとよこ 研究部第 2 研究室所員 3 等陸佐)

(すえしゅうじ 研究部付)

⁽¹⁵⁶⁾ こうした研究の代表例としては、Campbell, Einhorn, and Reiss, eds., *The Nuclear Tipping Point*; Jacques E.C. Hymans, *The Psychology of Nuclear Proliferation: Identity, Emotions and Foreign Policy* (New York: Cambridge University Press, 2006) and Etel Solingen, *Nuclear Logics: Alternative Paths in East Asia and the Middle East* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2007) などがある。「核拡散のパズル」に関する議論については、Zachary S. Davis and Benjamin Frankel, eds., *The Proliferation Puzzle: Why Nuclear Weapons Spread and What Results* (London: Frank Cass, 1993) を参照。

⁽¹⁵⁷⁾ 例えば、米国における核問題の第 1 人者である、グレアム・アリソン (Graham Allison) ハーバード大学教授は北朝鮮の核保有が日本の核武装を引き起こし、それがアジア全域に広がる可能性を指摘している。Graham Allison, "A Cascade of Nuclear Proliferation," *International Herald Tribune*, December 17, 2004. 最近でも、2008 年 5 月に発表された米国議会調査局の報告書が、2006 年 10 月の北朝鮮による核実験と中国の軍事近代化の動きによって日本にとって独自の核抑止力を構築する誘因が生まれていると指摘しており、こうした懸念の存在を裏付けている。Emma Chanlett-Avery and Mary Beth Nikitin, "Japan's Nuclear Future: Policy Debate, Prospects, and U.S. Interests," *CRS Report for Congress*, RL34487 (May 9, 2008).

三宅島における米空母艦載機着陸訓練場の代替

施設設置問題の経緯

小山 高司

<要 旨>

都市化の進展する厚木基地で米空母艦載機の夜間着陸訓練が実施された1982年2月以降、騒音問題等により、代替施設設置の要望が地元から出される一方、米側からも十分な訓練が実施できる施設の要望が出される。1983年12月の三宅村議会における代替飛行場誘致の決議を端に三宅島への代替施設の設置が争点となる。決議に対し地元住民らの反対の動きが活発化し、工事のための観測施設を設置した1987年9月以降、計画実施を進めることが困難となる。このため、1991年から硫黄島において暫定的な訓練実施を開始した。2000年の火山噴火の影響もあり、三宅島への代替施設の設置は行われなかった。

はじめに

自衛隊の駐屯地・基地等及び米軍の施設・区域（以下「基地」という。）は、平時においては、その部隊等の所在地・訓練地等として、また有事に際しては、その行動の基盤として、我が国の防衛は無論のこと、地域の平和と安定にも欠かせない存在である。他方において、基地については、その運用をめぐる様々な障害、例えば航空機の騒音、演習場における銃砲等の発射音、衝撃音や各種事故の発生等地域住民に与える影響をはじめ、基地の存在そのものが経済的な発展その他の活動の障害になる等の問題を抱え、返還の要求をはじめとする様々な問題提起がなされている。

本稿は、戦後の安全保障史の一環として自衛隊及び米軍の基地等をめぐる問題を整理・分析し、今後の基地政策に資することを目的とし、三宅島における米空母艦載機着陸訓練場の代替施設設置問題の経緯を考察するものである。

代替訓練場設置の問題は依然未決着の問題であり、現在、更には将来にまで及ぶ問題である。米軍基地にかかる問題は、日米両国間の問題であるとともに、自衛隊の基地にかかる問題と同様に、基地の設置者である国と受入れ地方自治体・住民の間の問題として生起